

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物送回

官報  
號外  
昭和三十四年二月二十

昭和三十四年二月二十五日

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

捕獲審査所の検定の再審査に関する  
法律の一部を改正する法律案  
同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

二十七名提出  
勞動者年金說

十七名提出)

国民年金特別会計法案（八木一男君  
外二十七名提出）

大蔵委員会に付託

田氏年金法案（六十一男君外十四名）  
提出

国民年金法の施行及び国民年金と他

(八木一男君外十四名提出) の年金等との調整に関する法律案

社会労働委員会に付託

日可決した左の内閣提出案は、即日  
衆議院ニ送付。ニ。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する  
法律案

## する法律の一部を改正する法律案

## 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

### 昭和三十三年分の所得税の確定申告

書の提出期限等の特例に関する法律

日本院は、衆議院送付の左の内閣提

案を可決した旨衆議院に通知した。

科学技術会議設置法案

案

日衆議院から、本院の送付した左の

閣提案は、同院においてこれを可

した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年二月二十五日 参議院会議録第十三号 議長の報告

二十四年二月二十五日



農林水産委員	中山 福藏君	昭和三十二年度物品増減及び現在額
運輸委員	田中 茂穂君	総計算書
同	草葉 隆圓君	去る十八日内閣から左の議案を提出し
通信委員	伊能繁次郎君	た。よつて議長は即日これを商工委員
同	林田 正治君	会に付託した。
決算委員	前田佳都男君	特許法等の一部を改正する法律案
議院運営委員	江藤 智君	同
同	白井 勇君	同
同	迫水 久常君	特許法施行法案
同	前田佳都男君	同
同	中山 福藏君	特許法等の施行に伴う関係法令の整
同	辻 武壽君	理に関する法律案
同	白木義一郎君	同 日内閣から予備審査のため左の議案
法務委員	林田 正治君	が送付された。よつて議長は即日これ
大蔵委員	左藤 義詮君	を大蔵委員会に付託した。
社会労働委員	草葉 隆圓君	日本国とアメリカ合衆国との間の安
同	島村 軍次君	全保障条約第三条に基く行政協定の
同	伊能繁次郎君	実施に伴う關稅法等の臨時特例に開
同	高野 一夫君	する法律の一部を改正する法律案
運輸委員	田中 茂穂君	同 日委員長から左の報告書を提出し
同	石坂 豊一君	た。
同	西郷吉之助君	地方自治法の一部を改正する法律案
決算委員	白井 勇君	可決報告書
議院運営委員	江藤 智君	去る十七日委員長から提出した左の実
同	同	地調査のための委員派遣を要求書記載
同	同	の通り議長は、去る十八日これを承認
同	同	した。
同	同	委員派遣承認要求書
同	同	一、目的 日本国有鉄道志免鉱業所
同	同	の現状を実地について調査する。
欠	同	去る十四日内閣から左の議案を提出し
理事 江藤 智君	同	た。よつて議長は去る十八日これを決
算委員会に付託した。	一、派遣委員	定。
大倉 精一 平島 敏夫	小柳 勇	昭和三十四年二月十九日
一、派遣地 福岡県	同	から二月二十二日まで四日間
同	同	一、費用 概算三一、二〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規	同	則第百八十条の二により要求する。
同	同	昭和三十四年二月十七日
運輸委員長 大倉 精一	同	同 日議長は内閣総理大臣宛、左
建設委員	同	者を第三十一回国会政府委員に任命
同	同	することを承認した旨回答した。
同	同	建設省道路局次長 關盛 吉雄君
同	同	同 日内閣総理大臣から議長宛、建設省
同	同	道路局次長關盛吉雄君（前掲の議長承
同	同	認のとおり）を第三十一回国会政府委
員に任命した旨の通知書を受領した。	員	員に任命した旨の通知書を受領した。
内閣委員	同	去る十九日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。	員	員の辞任を許可した。
同	同	苦米地義三君
同	同	高瀬莊太郎君
同	同	前田佳都男君
同	同	大沢 雄一君
同	同	迫水 久常君
同	同	中山 福藏君
同	同	辻 武壽君
同	同	白木義一郎君
同	同	佐野 廣君
同	同	田中 茂穂君
同	同	斎藤 昇君
同	同	井上 知治君
同	同	石原幹市郎君
同	同	白木義一郎君
同	同	左藤 義詮君
同	同	塙見 俊二君
同	同	中村 正雄君
同	同	伊能繁次郎君
同	同	前田佳都男君
同	同	松浦 清一君
同	同	泉山 三六君
同	同	伊能繁次郎君
同	同	伊能繁次郎君
同	同	井上 知治君
同	同	塙見 俊二君
同	同	大倉 精一 平島 敏夫
同	同	農林水産委員
同	同	社会労働委員
同	同	運輸委員
同	同	農林水産委員
同	同	社会労働委員
同	同	運輸委員
同	同	農林水産委員
同	同	内閣委員会に付託
同	同	放送法第三十七条第二項の規定に基
同	同	き、国会の承認を求めるの件
同	同	通信委員会に付託
同	同	同 日委員長から左の報告書を提出し
同	同	た。
同	同	通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認
同	同	を求めるの件議決報告書
同	同	港域法の一部を改正する法律案可決
同	同	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案可決報告書





でございましたが、政府は、長期にわたり通貨価値の安定を確保することを財政金融政策の根本方針と考えておられます。しかし、万一、通貨価値の変動がありました場合は、国民年金法案では、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じたときは、変動後の諸事情に応するための調整を加えるべきものとしておりますので、この規定の趣旨に照らして考慮されるものと考えております。なお、積立金の運用は、安全、確実、有利を主眼として、国民経済の基礎の強化及び経済の発展に資するより配意いたさつもりでありますから、積立金の運用それ自体が貨幣価値の安定に寄与するものと考えております。

## 官報(号外)

御質問の第五点は、年金制度運営の第一線機関である市町村に対しても、どのような配慮をするかということについてございましたが、国民年金の被保険者は被用者以外の一般国民であるので、事務取扱いの面では市町村長を第一線機関として利用することが妥当であり、国民年金法案もこの趣旨で構成されているのです。市町村の事務取扱いに要する費用につきましては、法案に特に一条を設け、政府からは、法案に特に一條を設け、政府からその交付を行うことを規定し、この趣旨に基き、昭和三十四年度は無拠出援助年金額係分として一億五千五百万円を計上いたしております。

次に、藤田進議員の御質問にお答え申し上げます。  
御質問の第一点は、国民年金の国庫負担に対する長期財政計画の裏づけについてでございましたが、国民年金は恒久的制度でありますので、国民年金を実施する公約を掲げました際は、当然将来にわたる国家財政の受ける負担についてでございましたが、国民年金は、安全、確実、かつ有利に運用することにより、国民経済の基礎の強化及び経済の発展に資するとともに、国民生活の安定、社会福祉向上のために寄与することになるものと考えております。なお、積立金が巨額に達するに申しましても、厚生省の試案によりますと、当分、毎年の増加資金は三百億円ないし五百億円程度であり、国民経済の成長をも考えれば、この程度の金額は民間の金融や資本蓄積の圧迫するものではないと存じます。

御質問の第三点は、積立金の運用についてでございましたが、これにつきましても、先ほど小林英三議員の御質問にお答えした通りでございまして、お答えいたしました。

最後に、加賀山之雄議員の御質問にお答えいたします。

御質問の第一点は、今回の国民年金法は現行公的年金制度の適用者を除外しているが、将来これらを統合して、第三点の、援護年金制度と生活保護制度との関係につきましては、小林英三議員の御質問にお答えした通りであります。なお、援護年金制度は、その一般的に一本の年金制度を創設することを考へたものではありません。御指摘をお受けをした通りであります。

お答えをした通りであります。現行各種公的年金制度を解消して、画一的に国民年金一本でいくのかどうかという御趣旨であると思いますが、この点につきましては、厚生大臣よりお答えをした通りであります。

第三点の、援護年金制度と生活保護制度との関係につきましては、小林英三議員の御質問にお答えした通りであります。なお、援護年金制度は、その性格上、生活保護制度と著しく類似しています。なお、援護年金制度は、その適切な考え方からも排する建前をとっておりますが、経済の大変動がありますと、このよろんな調整措置をとりまして、過去の積み立て不足分まで補てんすることはむずかしく、そのため将来の年金財政を危うくするおそれのあることは御指摘の通りであり、諸外国の年金制度においてもそのような例が見られることがあります。しかし、諸外国の例も、戦争等の大きな社会変革がおもな理由となっているのであります。このような事情を別にいたしますと、通貨価値にはそれほど極端な変動は見られないとあります。もとより、政府といたしましては、長期にわたる通貨価値の安定を確保することを財政運営の根本方針と考えており、そのため、今後とも不斷の努力を続けて参る決意を新たにいたしております。

も解決いたす必要があると考えられますので、それぞれの沿革や目的を勘案のと考えております。

第四点といたしましては、年金財政の安定が肝要でありますことは、全くお説の通りであると考えます。国民年金法案におきましては、年金財政にとりまして通貨価値の推移に即応しがたい短所があるが、この対策はどうするかとの御趣旨の御質問につきまして、お答えいたしました。年金財政にとりまして通貨価値の安定が肝要でありますことは、全くお説の通りであると考えます。国民年金法案におきましては、国民の生活水准その他の諸事情に著しい変動が生じました場合には、年金額及び保険料額を調整することといたしておりますが、経済の大変動がありますと、このよろんな調整措置をとりまして、過去の積み立て不足分まで補てんすることはむずかしく、そのため将来の年金財政を危うくするおそれのあることは御指摘の通りであり、諸外国の年金制度においてもそのような例が見られることがあります。しかし、諸外国の例も、戦争等の大きな社会変革がおもな理由となっているのであります。このよろんな事情を別にいたしますと、通貨価値にはそれほど極端な変動は見られないとあります。もとより、政府といたしましては、長期にわたる通貨価値の安定を確保することを財政運営の根本方針と考えており、そのため、今後とも不斷の努力を続けて参る決意を新たにいたしております。

第五点といたしまして、保険料の納付に關し、現金収入の乏しい農村においては徵収がきわめて困難ではないか、また農村については無拠出制を原則とする考えはないかとの御趣旨の御質問につき、お答えをいたします。農村における徵収につきましては、厚生大臣からお答えいたしましたように、農村の実情に即して、特別の徵取方法を検討することも必要かとも考えております。農村についてのみ無拠出制を原則とすることは、中小商工業者等、国民年金の他の被保険者との処遇上均衡を失するのみならず、現行の使用者年金がいすれも拠出制を建前としておりませんので、これとの權衡上から申しましても採用は困難でありますし、財政上拠出制を建前とするのでなければ、今後の人口老齢化傾向に対処するとはとうてい不可能であると考えております。

お尋ねの、非納税者について無拠出制にしたらどうか、また、こうした場合にどの程度の一般財源が必要かといふことは、現在農村における所得税納付者がきわめて少い状態でありますから、結局、無拠出

(拍手) 付に關し、現金収入の乏しい農村においては徵収がきわめて困難ではないか、また農村については無拠出制を原則とする考えはないかとの御趣旨の御質問に對してお答え申し上げます。

○國務大臣(岸信介君) 最初に、二月十二日の内閣委員会における矢崎委員の御質問に対する御質問でござります。(内閣委員会ではない。本会だと呼ぶ者あり)

○議長(松野鶴平君) 本会議における御質問です。

○國務大臣(岸信介君) 今、私の申し上げましたことは取り消して、本会議の御質問に對してお答え申し上げま

す。二月十三日の藤田議員の御質問にお答え申し上げます。

この国民年金法案について、社会保障制度全体の総合調整が必要であるが、これに対する今後の具体的な日程及び内容はどうかという御質問でござりますが、これは相当に困難を伴うことであ

ります。国民年金制度が実施されると、社会保障制度の体系も一応形を整えるのでありますが、今後は、その内

容の充実と各種制度間の調整をはかり、均衡を得た形において発展せしめることとが必要であることは申しますまでもないであります。今回、厚生年

金保険法等の改正におきまして、この趣旨を取り入れて参るつもりであります。もちろん、行政機構の問題につきましては、これができるだけ簡素化

するといふことを、一つの考え方であることは言う待ちませんけれども、そのためには、現在のこの各種の制度を一応御破算にして考えなければならぬ。これは相當に困難を伴うことであ

ります。また調査研究を要することとござりますから、とりあえず、現行の公的年金制度の適用者を除いたのでありますから、御指摘のように、

この通算調整の問題はぜひとも解決が必要でありますから、本案の中にもこれを明記して、十分にその解決について至急に検討するということになつております。

次に、本法にいう無拠出援護年金は支給の要件がきわめて厳格である、そ

の支給開始年令が七十才である、これは生活扶助の性格と同一であつて、国民年金としてのものに条件を緩和すべ

きであるという御意見でござります。最後に、現行の行政機構は非常に複雑多岐で能率が悪い、社会保障の体系

に適合した社会保障省といふものを設置したたらどうだという御質問でござります。もちろん、行政機構の問題につきましては、これができるだけ簡素化

するといふことを、一つの考え方であることは、先ほど藤田議員の御質問に

お答えを申し上げましたように、あ

るいは厳格に過ぎ、もう少し緩和すべきではないかという御意見もあるかと思いますが、今日の国力から見ますと、政府案の規模が最も適当であり、國民も十分にその点は理解していただけるものであると確信をいたしております。

次に、國民生活に直結した法案であるから、競合の形で提出されておる社会党案についても虚心たんかいに検討して、長短比較取捨すべきではないかといふ御質問でございます。国民年金制度について、社会党は、かねて積極的に御研究になり、対案を提出され、熱心にその成立を期待されておるという態度に対しましては、もとより私ども十分敬意を表しておるところであります。しかしながら、率直に申し上げまして、今提案されておる社会党の案では、現在の国力を考慮ました場合、私は、社会党案のような規模で国民年金制度を実施することは、実際の問題としてとり得ないと考えております。しかしながら、仰せのことく、この法案の審議に当りましては、私は十分に虚心たんかいに両案を検討いたしましたし、とるべきところがあるならば十分にこれを取り入れて、今後年金制度の完備を期していきたいといふうに考えております。

次に、矢嶋議員の二月六日の本会議における御質問に対してもお答え申し上

ります。これを了承した次第であります。年十一月二十八日の閣議でこれを決定いたしております。

次に、この返還により、防衛五カ年計画に支障を来たさないかといふ御質問でありますが、全体として航空自衛隊の整備計画の実施がおくれているようですが、これについては、現在防衛庁で十分に検討中でございま

す。

第三は、F-86 Fを国内で生産しているが、国費の使途として無計画である、乱費ではないかといふ御質問であります。わが国の自主防衛の見地から、アメリカの援助を得てF-86 Fの国内生産を実施中でございますが、國産化による装備を主体とし、不十分なも

のをMDAPにより充足する建前でやっています。

第四点は、新主力戦闘機グラマン問題については、日進月歩の時代に、す

べく早く早く問題を解決する必要があります。そこで、各方面的意見を聞き、また、御質問のように、い

るいろいろな進歩等も十分に検討してきめたいと思います。

第五に、アメリカの世界戦略が科学

兵器の進歩とともに変つておる、

アメリカ追随の国防政策を再検討し、

是正する必要があるのではないかとい

う御質問であります。科学兵器の進

歩に伴つて、戦略的変ることはあり得

ることだと思います。わが国としては、

わが国の平和と安全を維持することを

基本として国防の政策をきめるべきで

あります。一昨年きめました国防の基本方針は今日これを改めるところの必要は

ないと思います。

無償供与された戦闘機を一度も使用

することなく返還することは、国際慣

行に反し、また、非礼ではないかとい

う御質問であります。この返還に至つた事情の詳細につきましては、防衛庁の当局から説明したことと想います

が、無償供与された装備資材が必要でなくなった場合は、これを返還することとあるべきことは、条約自体が予想しているところであります。これが別に非礼とは考えておりません。

次に、返還された戦闘機が、あらためて台湾、韓国等に供与されること

は、実質的にNATOを構成するこ

とであり、中共に対する敵対政策では

ないかといふ御質問であります。次期主力

機の問題については、なるべく早

くきめたいとは思つておりますが、重

要な問題でありますので、各方面の意

見を聞き、また、御質問のように、い

までもと思われます。安保条約に沖縄、

小笠原を含めるや否やについては、そ

の適否を慎重に検討して、政府として

の態度をきめる、きめたところに基

づいて耳を傾けるものと考えてお

ります。

御質問の第五は、イロア、ガリオア

援助は供与か債務かという点において

のつとて、MSA協定を運営してい

が、右をもって多角的防衛義務を設定

するいわゆるNEATOであるとい

うのは誤まりであると思います。またわ

が国は、自衛力維持増強の基本方針に

おおむね従事しておるが、右をもって中

共敵視政策というものは當つておらない

と思います。

御質問の第六は、非核武装等と安保

条約との関係について御質問でござい

ます。安保条約はアメリカとの共同安

全の全然関知するところではありません

が、右をもって多角的防衛義務を設定

するいわゆるNEATOであるとい

うのは誤まりであると思います。またわ

が国は、自衛力維持増強の基本方針に

おおむね従事しておるが、右をもって中

共敵視政策というものは當つておらない

と思います。

御質問の第六は、非核武装等と安保

条約との関係について御質問でござい

ます。安保条約はアメリカとの共同安



昭和三十四年一月二十五日 参議院会議録第十三号 国際労働条約第八十七号の批准に関する緊急質問

神を尊重し、ILOに協力すべきことは、言を待ちません。それゆえにこそわが国は、從来からILOの諸活動に積極的に参加し、国際協力の実をあげることに努めて参つておるのであります。ところが、たまたま問題の八十七号条約の批准を今日までしなかつたといたことをとらえて、いかにもわが国がILOに対し非協力的であるとの非難があると称して、ILOへの協力とは、とにかく条約を批准するということを第一義的に考えることだ、と広く理解されている傾向があるやに見受けられます。言うまでもなくILO条約なるものはILO憲章の精神にのつとり、これを実現するために作られたもので、国際的視野に立つて各種の労働基準のあるべき姿を明らかにしたるものでありますから、一般的には、これをすみやかに批准し、その精神を国力に具現することが望ましいに相違ありません。しかしながら、国際条約当然の性格として、すべての条約が、加盟国全部のそれぞれの政策、社会、経済、労働等の諸事情を漏れなく考慮に入れて、いざれの国にも直ちに批准適用される性質のものとなり得ないことは、自明のことであります。国際的視野からは、いざれの加盟国においても批准されることが望ましい内容を持つておるが、さて、その内容を果してそれがどの国で実現し得るかどうかといふ点になれば、それぞれの国の諸事情

によつておのずから相違が生ずることは当然であります。国内の諸事情を勘案して実現可能と考えられるときは、もどよりすみやかに批准されるべきものであり、もし実現することを妨げることをとらえて、いかにもわが国がILOに對し非協力的であるとの非難があると考へます。公労法四条三項の批准を急ぎ、ためにその国の労働問題に紛糾混亂を巻き起すがごときことは、決して真にILOに協力するゆえんではないであります。ILOが今日まで採択した条約は全部で百十一条に對して主要加盟国が批准状況を見るに、フランスは七十三、イギリスは五十八、ソ連十八、アメリカは二三・一に過ぎないといふ事実は、実に端的に右の事情を物語るものであります。問題の八十七号条約にいたしましても、加盟国八十のうち、アメリカ、カナダ、インドを初め三十五カ国はいまだ批准をいたしておりません。わが國がすでに二十四の条約を批准していることは、わが國もでき得る限りの協力をしている事實を示しておる。たまたま、八十七号条約批准について、國內の諸事情から相当長期間の検討を加えざるを得なかつたことをもつてして、ILO非協力の非難を甘受する理由はない考へます。いかがでござり

いましょうか。政府が八十七号条約批准の方針を決定せられたとすれば、国際労働条約批准についてのわが国の基本的態度はどうであるかといふことと、その基本的態度にかんがみて、政府が八十七号条約批准を決意するに至つたのは、労働問題懇談会の答申もその障害を十分に除去する処置をとつて、国内の受け入れ態勢を整備した後、初めて条約批准をなすべきもので、国内の事情を無視していたずらに条約の批准を急ぎ、ためにその国の労働問題に紛糾混亂を巻き起すがごときことは、決して真にILOに協力するゆえんではないであります。ILOが今日まで採択した条約は全部で百十一条に對して主要加盟国が批准状況を見るに、フランスは七十三、イギリスは五十八、ソ連十八、アメリカは二三・一に過ぎないといふ事実は、実に端的に右の事情を物語るものであります。問題の八十七号条約にいたしましても、加盟国八十のうち、アメリカ、カナダ、インドを初め三十五カ国はいまだ批准をいたしておりません。わが國がすでに二十四の条約を批准していることは、わが國もでき得る限りの協力をしている事實を示しておる。たまたま、八十七号条約批准について、

大臣にお尋ねいたします。

二月十八日の労働問題懇談会の答申は、ILO第八十七号条約は批准すべきものであるとの立場に立つて、同条約を批准するに当つては、公労法四条三項、地公労法五条三項を廢止することが必要である旨を述べておられます。

ILO八十七号条約の示す内容は、わが国においては、すでに憲法、労働組合法等によつて基本的には十分に実現されておるところであります。そろして本条約を批准するやいなやに際しての問題は、もっぱら公労法四条三項、地公労法五条三項を廢止するかどうかの問題であつたといふ点は、この際特に注意されなければなりません。条約批准に際しては、廃止することが必

要であると指摘されました公労法四条三項並びに地公労法五条三項の意義、う機能を一面持つものであつて、このことによつて公共企業体等の業務の正

本条約批准の可否の判断の根柢をなすものであります。八十七号条約を批准することとした場合、四条三項の度を決定した今日、これについては確実によって、非職員が組合員あるいは役員になれないという制限を撤廃することは、本条約の精神からいつても、また労働問題懇談会の答申通り、組合員資格ないし役員資格を職員に限る旨を定めており、このことの理から御説明を願いたい。

次に、ILO第八十七号条約批准に伴う具体的問題について、二、三労働大臣にお尋ねいたします。

二月十八日の労働問題懇談会の答申

は、ILO第八十七号条約は批准すべきものであるとの立場に立つて、同条約を批准するに当つては、公労法四条三項、地公労法五条三項を廢止することが必要である旨を述べておられます。ILO八十七号条約の示す内容は、わが国においては、すでに憲法、労働組合法等によつて基本的には十分に実現されておるところであります。そろして本条約を批准するやいなやに際しての問題は、もっぱら公労法四条三項、地公労法五条三項を廢止するかどうかの問題であつたといふ点は、この際特に注意されなければなりません。条約批准に際しては、廃止することが必

要であると指摘されました公労法四条三項並びに地公労法五条三項の意義、う機能を一面持つものであつて、このことによつて公共企業体等の業務の正

きたものであります。八十七号条約を批准することとした場合、四条三項の

度を決定した今日、これについては確



関係労使が、国内法規を順守し、よき労働慣行の確立に努めることが肝要である。」こうしたことになつております。

そこで、こういふことになつております。

は、一年半にわたつて御研究を願いました小委員会等の意見を総合して集約

されたものであります。が、ただいま松岡さんのお話の中にございましたよ

うに、法律改正等も一つの手段でござりますが、もちろん、政府といたしましては、法律を改正する場合に当りましては、それの影響等諸般の関係を検討

いたさなければなりません。で、政府部内に、それぞれのそういう機関を設けておりますので、それに付議をいたしまして、検討を開始いたした次第であります。が、石井小委員の報告の中にござりますように、この公労法、地

公労法等の改正についてもお話をございました。現在の状況につきましては、ま

して、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

ては、法律を改正する場合に当りまし

すからして、その労使関係というものは、おのずから、やはり全国民を対象としてわれわれは考えなければなりません。その国民を対象として考へたは、すなわちILO憲章に盛られておりました。そこで、この公共企業体の従業員の意味において、きわめて公労法というものの重要性をわれわれは考へるわけでもあります。(拍手)

常なる運営を努めいかれるというこの中山会長の答申の趣旨といふものでは、すなわちILO憲章を尊重するという精神が

ILO条約の批准といふことに現われます。ならば、それは、かく、その趣旨を尊重するといふ精神が

ILO条約の批准を希望しておられる大せいの堅実なる労働組合員諸君を相手にして、たとえば先ほど全通のお話

がございましたけれども、私は全通労組の多くの良識を持たれた人々が、政

府が正々堂々とILO八十七号条約を批准するという態度を打ち出した以上

は、この組織労働者の諸君が、必ずや良識に従つて、われわれの期待する方

向に向つていふものであるということ

を信じ、またそのよう努めをして、ILO条約の批准の準備を整備いたし

て参りたいと、このように考へておる

ます最初に、第一次世界大戦後、平

和と自由を求めて締結されたザエルサ

イユ条約の第十三編、すなわちILO

は、関係各大臣に若干の質問をいたさんと

するものであります。

○阿具根登君 私は、ただいまの阿具根君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 阿具根君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 私は、日本社会党を代

表いたしまして、ILO条約第八十七号の批准問題について、岸総理を初め

ます最初に、第一次世界大戦後、平和と自由を求めて締結されたザエルサ

イユ条約の第十三編、すなわちILO

は、その前文において、「結社の自由といふ原則の承認」をうたい、

またその附属文書の一般原則において、特別かつ緊急の必要あるものの一

つとして、「使用者または被用者が一切

の適法な目的のために結社する自由」

を掲げました。さらに、一九四四年の

約は一九四八年に採択されたものであ

り、国際的労働憲章に具現化せられた

ものであります。よつてこの条約は、

労働者の基本的な権利を宣明したもの

であつて、他の一般的労働条件の基準に関する条約などとは、おのずからその比重を異にするものであります。ゆえに、ILOにおいても、結社の自由

事実調査調停委員会を設置し、また理

由結権の侵害について提訴を受け、調

査することにしております。そこ

で、本条約は、国際労働条約中最大の基本的条約と言わなければなりません。よつて、この条約の批准いかん

は、労働者に対するその國の基本的態度を端的に表わすものであると考えるが、総理は一体この条約に対して基本

的にいかなる考え方を持っておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

第二の問題といたしまして、この条約の批准に関連して、労働問題懇談会

は、公労法第四条三項、地公労法第五条三項削除の答申を出しております

が、一体、政府は、この公労法、地公労法にいう「職員でなければ、その組合の組合員またはその役員になること

ができない」とう規定を、本来いかなる意義のものと考へておられるか。

この規定は違縛つけ条項といわれるものであつて、団結権の自由を侵害し、使用者の組合支配介入と考えられております。そこで政府は、民間労組

に対し「労働組合は、労働者が主体となつて自主的に組織する団体であつて、だれが労働組合員となり、だれが

これを監督いたしておる立場であります。この答申に盛られた趣旨、すなわち正

○阿具根登君 私は、この際、ILO

条約批准に關する緊急質問の動議を提出いたします。

労働組合の役員になるかは、その労働組合が自主的に決定すべきものであるから、使用者が労働組合に対し、組合員または役員は従業員のみでなければならぬと強要し、それを承認しない限り労働協約の締結に応じないといふことは、労働組合法第七条第三項の支配または介入に該当し、不当労働行為になる」といふ政局長名の通牒で組合を指導しておるのでございます。しかるに、同じ組合において、民間であれば「その職場に働く従業員であるうとながら」と、労働者がみずから自由に組合を組織し、その役員になることができ、もしそれに反すれば不当な組合員でなければ組合員または役員の労働行為になる」と言いながら、「その職場に働く従業員においては「そ

うな組合員としての活動を認めます」という案を提示し、被解雇者に対しては組合員としての活動を認めた。また昭和三十二年春の国鉄労組、機関車労組の賃上げ要求に対する紛争に際し、藤林公労委員長は「労使関係の正常化のためには、被解雇者以外の者を、委員長、副委員長すなわち組合代表者とすべきこと」というあつせん案を出し、書記長以下の役員の留任を認めました。一方、機関車労組は東京地裁に提訴いたしましたが、東京地裁の判決は「被解雇者を含む組合は憲法上の組合ではあるが、公労法上の組合ではない」という、まさに理解しがたい判決を出しました。

かように労働法上の原則を無視した性格の条文は、いかに労働組合を苦しめ、労働省、國鉄及び郵政省当局を悩まし、裁判所まで困惑せしめたか、よう法律適用は断じて許さるべきものではありません。この点、特に岸総理及び倉石労働大臣の答弁を求めます。第三に、私は公労法第四条三項の運用について、次の事実述べ、政府の見解を承わりたいと思います。

すなわち昭和二十八年末の仲裁裁定完全実施と期末手当増額要求の国鉄労組に対し、翌二十九年、中央、地方を含む役員十八名の藤屋がなされ、当局は団交に応じないため、組合は、団体交渉義務確認の訴えを東京地裁に提起いたしました。千種裁判長は和解に入り、暫定措置として「被解雇者三役の話し合い出席は自主的に遠慮する」という案を提出し、被解雇者に対しては組合員としての活動を認めた。また昭和三十二年春の国鉄労組、機関車労組の賃上げ要求に対する紛争に際し、藤林公労委員長は「労使関係の正常化のためには、被解雇者以外の者を、委員長、副委員長すなわち組合代表者とすべきこと」というあつせん案を出し、書記長以下の役員の留任を認めました。一方、機関車労組は東京地裁に提訴いたしましたが、東京地裁の判決は「被解雇者を含む組合は憲法上の組合ではあるが、公労法上の組合ではない」という、まさに理解しがたい判決を出しました。

かのように労働法上の原則を無視した性格の条文は、いかに労働組合を苦しめ、労働省、國鉄及び郵政省当局を悩まし、裁判所まで困惑せしめたか、よう法律適用は断じて許さるべきものではありません。この点、特に岸総理及び倉石労働大臣の答弁を求めます。第三に、私は公労法第四条三項の運用について、次の事実述べ、政府の見解を承わりたいと思います。

まず、裁判所まで困惑せしめたか、よくわかりになつたと思います。現在政府は、役員が解雇された場合、委員長、副委員長ならば悪いけれども、書記長ならばとどまつてもよろしいといふ取扱いをしておられるが、かかる法

律解釈は、一体どこから出てくるのか。かようにこの法律は、現実には遵守できないところの法律であり、当然削除されるべきものであります。從来の条項に対する運用の所見について、運輸大臣並びに郵政大臣に承わりたいと思います。

十回理事会において「結社の自由に関する規則を制定する」などと日本政府の注意を喚起する」という勧告を受けるがときは、まさに国際化から非常に強い反対がありましたが。労働代表の多くは、戦前の日本における労働者暴虐の歴史を想起し、労働者の基本的人権を守らない日本の政

府は、現在でも労働者の団結権、団体交渉権を全般的に認めていないではないかという不満であります。一方、労働者グループがこの前に集まりたとき、イギリスの労働組合代表から、「日本が八十七号条約を批准せざる限り、川崎公使の立候補について反対しよう」という提案がなされました。労働者委員はこれに賛成したのに仄聞しております。もしこのことが事実となつて現われるならば、世界にその醜態をさらすことになるであります。一体、政府は、この事実をいかに考へるか、これらに対する総理と外務大臣の答弁をお願いいたしたいのでござります。

さらに本年六月に開催される予定のILO総会には、政府代表として倉石労働大臣が出席されるに聞くが、もしさままでに批准の手続をとらない場合、総会においていかなる申し開きをするつもりであるか、倉石労働大臣にお尋ねいたします。これは衆議院の予算委員会においていかな申し開きをすることがあります。しかしに政府は、答申案中の「望ましい」という、いわば道義的の意規定を強調し、法案の整備の遅延を企図せんとしておるが、これは許さるべきではない。当然本国会において削

## 官報(号外)

除の法案を提出すべきであると思います。もし政府は、その手続が時間的に困難であるとするならば、幸いにし法改正案が本院に提出されておりますが、それに賛成する意思がないのかどうか。与党の总裁であり政府の責任者である岸総理の答弁を求めるものであります。

最後に、前述しましたごとく、公労法第四条三項、地公労法第五条三項は、すでに守り得ない悪法になつておられます。しかるに全般の役員改選を公労法改正の前提条件とすると閣議決定をするがごときは、ILO理事会が日本政府に対して勧告した趣旨に全く違反するものであり、国際機関を軽視するもはなはだしいと言わなければなりません。さらに政府は、刑事罰などによる罰則の強化をもくろむ鉄道営業法その他の事業法改正を企図しておると言われるが、争議行為を行ひに刑事罰をもつて報いるというがごときは、いわゆる報復手段といふべく、二十世紀後半の労働法としては断じて許し得ないところであり、岸内閣の権力政治と労働者弾圧政策の端的な現われと言つても過言ではないと思います。

さきにわが国が批准したILO条約九十八号が、團結権及び団体交渉権の原則をうたい、それに基く相互不干涉と平等の精神にも違反する結果を招来

し、せっかく八十七号を批准するに九十八号条約の違反をあえてするがごときは火を見るよりも明らかであります。政府の猛省を促し、これに対する岸総理大臣及び倉石労働大臣の率直なる答弁を求めまして、私の緊急質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

第一点のILO八十七号条約批准についての政府の基本的な態度についての御質問であります。

このことは、先ほども松岡君の質問に答えた通りであります。われわれは従来、御指摘のように、労働問題懇談会の答申を持つて、これを尊重して処置されわれは、ILO八十七号の、自由にして民主的な労働組合の発展ということを願ひ、この労働政策の基本にかんがみまして、これを批准する。そしてそれを批准するに必要な各種の条件を整備するために政府としては真剣に検討を始めています。

第二の、公労法第四条三項、地公労法第五条三項の規定が、このILO条約を批准することになりますならば、これと抵触するがゆえに、これが廢止をしなければならぬことは御指摘の通りであります。しかして、この規定が設けら

れましたことにつきましては、相当な治革がございまして、今日までこれが存続してきておるのであります。

(拍手)  
〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣倉石忠雄君(倉石忠雄君) 公労法と民

間労組のお話がございましたけれども、御承知のように労組法では公労法のような特別な制限は与えておりません。しかし先ほど松岡氏がここでお述べになりましたような沿革がありまし

て、当時の国鉄労組の争議のときに四

三項といいうものが設けられましたと

きさつは、くどく申し上げずとも御存

じの通りであります。私どもが当時の

国会で公労法の立法に携わりましたと

お話しでございますが、それは今お答え申

し上げました通り、これに関連しての

諸種の法令の整備を必要とするのであ

りまして、それらを全然考慮せずに、

これらだけを單に廃止するということ

は、私どもとしては賛成できないので

あります。

最後に、事業法の改正についての御

質問でございますが、これは現在のこ

の事業法を見ますといふと、この間

に非常に不均衡な点もございますし、

また立法の当時が非常に古いために、

現在の事情に適応していないものもた

くさんあると思います。私どもは、公

共的事業の性質にかんがみて、その事

業の運営の正常化を確保するために必

要な規定を整備することは当然である

と思うのであります。それらは十分

のなさいましたことについて、これは

りたいと、かように考えております。

厳密なる法律的議論から申せばいろいろあることあります。御承知のように、当時の国労の争議の終結をいたすために、藤林委員長はあいうあつせんをおやりになりまして、両方とも今日の段階においては、やはり不満足ながら、こういうふうに従つて一步一歩正常にする方がいいではないかといふべきになりましたよな沿革がありまして、それをわれわれは尊重いたしております。従つて、このことについては、やはりそれが当該労組の良識ある行動として、一応私どもは尊重いたしております。

川崎公使が理事会議長に立候補いたしました。そこでわれわれはそれに挿入を

いたした。こういう経過をたどつて來

たことにつきましてお話をあります。

川崎君は、特に必要があつて、別

に特段の立候補といふわけではござい

ませんけれども、御承知のように、今

度あの理事会の議長は、やはりこちら

の方の地域の方に割り当てられるよ

うな時期になつております。しかし、英

国においては、それぞれの関係の思惑

もあるようでありまして、とくにそぞろ

いふことを私どもが申し上げることを

遠慮いたしましたが、要するに、ILO八

十七号条約批准の問題と川崎公使を議

長にする問題とは関連がないのであります。

第四に、労働大臣がILOの総会に出

席をするかどうかといふことであります。

ですが、これは、今年はちょうどILO機

構創立四十年であります。特に日本

は、重要な産業国として、理事国でありますから、理事会の労働大臣出席してもらいたいという、モース事務局長からの特別の招請状が来ておるようありますけれども、出席するかどうかはきまつておりますが、たとえだれが政府代表として出席いたすといたしましても、政府は、八十七号条約の問題に関する限りは、私どもは批准するといふ態度をとつておるわけありますから、正々堂々と行つたらよいしいと思います。

第五には、答申案は、唯一の絶対条件としては、公労法、地公労法を改正するということだけだとおっしゃいましたが、私はさうには思いません。あそこに盛られておるすべての文句は、これを尊重して検討しなければならない。しかも、その中山会長の答申案の中には盛られておるものは、一年半にわたつて小委員会等が設けられて、その審議の記録も全部添付してきておるのであります。こういうふうに重すべきものである。こういうふうに了解いたしております。簡単にただそないう無責任なことはできません。

全通の問題もお話をございましたけれども、このことは、先ほど申し上げましたように、やはり組織大衆といふのは、一般の方々が非常に良識的になつておりますから、私は、そのこと

を期待いたしておる次第であります。それから、営業法等の改正のお話をございましたが、この点も、やはり御承知の石井報告といふものについて私どもは十分に尊重をいたし、従つて、正常なる運営が行われるといふこととのために諸般の研究をいたして、そのためには改正し、そうしてまた、その研究の成果を待つて、法律の改正すべきものは改正し、そうしてまた、われわれ労政当局がとるべきことがあつたならばとつていく、その研究を始めたといふことがありますから、その結論が出来ましてから批准の手続をいたして参りたいと、こういふように考えております。(拍手)

〔國務大臣寺尾豊君登壇、拍手〕

〔國務大臣寺尾豊君登壇、拍手〕  
〔國務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(寺尾豊君) お答えいたしました。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 日本国政府は、ILO復帰以来、ILOの諸般の活動につきまして十分協力をいたしております。今回の場合にはおきましたが、すでに政府が批准の方針を決定いたして

きましては、総括的に総理大臣がお答えいたしました。あの方針に沿つて私は十分に尊重をいたし、従つて、私どもは十分に考慮しているわけであります。(拍手)

○國務大臣(藤山愛一郎君) お答えいたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、通商に關する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。外務委員長杉原荒太君。

審査報告書

通商に關する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月十九日

外務委員長 杉原 荒太

參議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

ハイティは戦後の日本産品に対して最高税率を適用してきました。め、わが国の対ハイティ輸出は極めて低調な状態にあつたが、この協定は、わが国とハイティが相互に開港税上の最惠国待遇、輸出入制限に關する無差別待遇、船舶事項に関する内国民及び最惠国民待遇を許与すること等を定めており、この協定によつて今後わが国とのハイティ輸出は著しく増進するものと期待されるので、妥当な措置と認めましたのは、適當なことだと

二、費用

別に費用を要しない。

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

右国会に提出する。

昭和三十四年二月九日

内閣総理大臣 岸 信介

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

# 官報(号外)

1 各締約国は、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課される、又は輸入品若しくは輸出について課されるすべての種類の関税及び課徴金に関する事項、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関する事項、輸入又は輸出に関する規則及び手続に関する事項、輸出貨物に対する内国税の適用に関する事項、輸入貨物について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国課徴金に関する事項並びに自國の領域内における輸入貨物の販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関する事項のすべてについて、他方の締約国無条件で最惠国待遇を享受なければならない。

2 したがつて、いざれか一方の締約国の产品で他方の締約国の領域に輸入されるものには、前項に掲げる事項について、いざれかの第三国との同様の产品に課されているか又は将来課される関税、内国税又は課徴金より、一層高額の関税、内国税又は課徴金が課されることなく、また、同產品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続が適用されることはない。

3 同様に、いざれか一方の締約国が領域から輸出され、かつ、他方の締約国に仕向けられる產品には、1に掲げる事項について、同様の產品がいざれかの第三国に仕向けられる場合に課されている内国税又は課徴金が課されることなく、また、同產品に同様の手續が適用されることはない。

4 1に掲げる事項について、同一の締約国は、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課される、又は輸入品若しくは輸出について課されるすべての種類の関税及び課徴金に関する事項、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関する事項、輸入又は輸出に関する規則及び手續に関する事項、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として

5 この条の規定は、いざれかの締約国が国境貿易を容易にするため隣接国に与えているか又は与えることがある特別の利益には適用しない。

## 第二条

1 いざれの一方の締約国も、他方の締約国の產品の輸入に対し、又は当該他方の締約国に領域に仕向ける产品的輸出に対し、なん

2 前項の規定にかかるらず、いざれの一方の締約国も、その対外財政状態及び国際收支を保護するため必要な措置を執ることができる。

## 第三条

3 いざれの一方の締約国も、他方の締約国に船舶に対する難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合は、同様の場合に自國の船舶及び人が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

## 第五条

1 両締約国政府は、両国間の通商関係を強化すること並びに、特にそれらの領域内における経済の発展を確保するため協議することに同意する。

2 各締約国は、他方の締約国がこの政府がこの協定の実施に関するこの協定のいかなる規定も、各締約国が次の事項に関する必要な措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 公共の安全、国防又は国際の平和及び安全の維持

には、所定の関税を支払わなければならない。各締約国は、沿岸貿易に従事する権利を自國の船舶のみに留保することができる。ただし、この制限がすべての第三國の船舶に適用されることを条件とする。

もつとも、いざれか一方の締約国が領域内の二以上の港向けの旅客及び積荷を外国で積載した他方の締約國の船舶は、常に仕向国の港に従事し、さらに、他の仕向港まで航海を続けてその港で残りの旅客及び積荷を陸揚することができる。同様の方法及び条件により、いざれの一方の締約國の船舶も、外國向の航行のため他方の締約國の二以上の港で旅客及び積荷を積載することができる。

4 各締約国は、沿岸貿易に従事する権利を自國の船舶のみに留保することができる。ただし、この制限がすべての第三國の船舶に適用されることを条件とする。



未帰還者に関する特別措置法案  
右の本院提出案をここに送付する

昭和三十四年二月三日

衆議院議長 松野鶴平殿  
參議院議長 加藤鎌五郎

未帰還者に関する特別措置法  
(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に鑑み調査研究した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする。

(民法第三十一条の宣誓の請求等の特例)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十九年法律第百六十一号)

第三条 第二条第一項に規定する未帰還者(以下「未帰還者」という。)に係る

民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣誓の請求は、厚生大臣も行うことができる。

第四条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十九年法律第八十九号)第三十条の宣誓の請求は、厚生大臣も行うことができる。ただし、厚生大臣において当該未帰還者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限る。

二 昭和二十二年一月一日以後生

死が分明でない者(諸般の事情により現に生存している可能性が多いと認められる者を除く。)

二 昭和二十二年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日まで

の間に生存していたと認められ

る資料はあるが、昭和二十八年一月一日以後生死が分明でない者

のうち、諸般の事情により現に生存していないと推測される者

前項の請求をする場合には、厚生大臣は、当該未帰還者の留守家

族の意向を尊重して行わなければならぬ。

3 第二項の規定による厚生大臣の請求に基く民法第三十条の宣告(以下「戦時死亡宣告」という。)の取消の請求は、厚生大臣も行うことができる。

4 厚生大臣が第二項又は前項の規定により戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行ふ場合には、民事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第六条の規定は、適用しない。

(弔慰料の支給)

第三条 未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料を支給する。

2 項の弔慰料の支給は、これを受けようとする者の請求に基いて行なう。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲は、戦時死亡宣告によつて未帰還者が死亡したもののみなされると認める場合を除く。

(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

二 子(基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除外かれている子

八 第四号において同号の順位から除外かれている孫

九 第六号において同号の順位から除外かれている兄弟姉妹

については、未帰還者が死亡したものとみなされる日において歸還しらぬかれている配偶者

2 前項の規定により弔慰料の支給を受けた者は、その支給された場合において、弔慰料が支給され、同順位の相続人が數人ある場合における弔慰料の支給の請求及びその支給について適用する。

(弔慰料の返還の免除)

第十条 弔慰料の支給を受ける権利は、三年間行わないときは、時効により消滅する。

(時効)

第十二条 弔慰料として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することはできない。

(非課税等)

2 弔慰料に関する書類には、印紙税を課さない。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用)

第十三条 第二条第一項各号のいずれかに該当する未帰還者であつて、次の一欄に掲げるものが戦時死亡宣告を受けたときは、それ

ぞれ、同表の第二欄に掲げる法律の適用については、その者は、同

表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により同表の第四欄に掲げる日に死亡したものとみなす。ただし、

第五条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序に依る。ただし、父母及び祖父母に

ついては、未帰還者が死亡したものとみなされる日において歸還しらぬかれている配偶者をともにしていたと認められる者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の請求をする場合には、厚生大臣は、当該未帰還者の留守家

同表の第三欄に掲げる負傷又は疾  
病により死亡したものとみなすこと

とが相当でないと認められる場合  
においては、この限りでない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十七年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十八年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)
戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十七年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十八年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)
戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十七年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十八年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)
戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十七年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	戦傷病者戦没者 (昭和二十一年七月一日以後) 法律第百二十八年法 号) 第二条第一項第一 人軍屬	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)	在職期間内 (弔慰金に付いて おける在職期間内 の負傷又は 疾病)

2 未帰還者であつて前項の規定の  
適用を受けるものが第二条第一項  
各号のいずれにも該当しなくなつ  
たときは、当該未帰還者に關して  
は、はじめから前項の規定の適用  
がなかつたものとする。

3 前項の場合において、戦傷病者  
戦没者遺族等援護法又は恩給法の  
規定による給付が行われており、  
かつ、当該未帰還者に關し新たに  
戦傷病者戦没者遺族等援護法若し  
くは恩給法又は未帰還者留守家族  
等援護法の規定による給付を行  
べきときは、すでに行つた戦傷病  
者戦没者遺族等援護法又は恩給法  
の規定による給付は、新たに行う  
べき給付の内払とみなす。  
(権限の委任)

第十四条 この法律により厚生大臣  
に属する権限は、政令で定めると  
ころにより、都道府県知事その他  
政令で定める者にその一部を委任  
することができる。

#### (沖縄地域に關する特例)

第十五条 この法律の適用に關して  
は、「戦時死亡宣告」には、硫黄島  
島及び伊平屋島並びに北緯二十七  
度以南の南西諸島(大東諸島を含  
む)において行われたこれに相当  
する宣告を含むものとする。  
(省令への委任)

第十六条 この法律に特別の規定が  
ある場合を除くほか、この法律の  
実施のための手続その他その執行  
について必要な細則は、厚生省令  
で定める。

#### (施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月  
一日起算して施行する。

2 「未帰還者留守家族等援護法の一  
部改正」  
(第十三条中「六年」を「九年」に改  
める。)

3 「未帰還者留守家族等援護法の一  
部を次のように改正する。  
(附則第四十項及び第四十六項中  
「附則第四十三項」を「附則第四十  
四項」に改める。  
(引揚者給付金等支給法の一部改  
正)

4 「引揚者給付金等支給法(昭和三  
十二年法律第百九号)の一部を次  
のよう改正する。  
(附則第四十三項)を「附則第四十  
四項」に改める。  
(引揚者給付金等支給法の一部改  
正)

5 「引揚者給付金等支給法(昭和三  
十二年法律第百九号)の一部を次  
のよう改正する。  
(厚生省設置法の一部改正)

6 「厚生省設置法(昭和二十四年法  
律第百五十一号)の一部を次によ  
うに改正する。

7 「第五条第六十四号の次に次の一  
号を加える。

8 「六十四の二 未帰還者に関する  
法律第号)の定めるところ

9 「特別措置法(昭和三十四年法  
律第号)の定めるところ

10 「により、民法(明治二十九年  
法律第八十九号)第三十条の  
宣告の請求又はその宣告の取  
消の請求を行うこと。

11 「第十四条の二第一項第五号の次  
に次の一号を加える。  
12 「五の二 未帰還者に關する特別  
措置法を施行すること。

本案施行に要する経費  
約三億一千一百万円の見込である。

#### 〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 ただいま議題となりま  
した未帰還者に關する特別措置法案につ  
きまして、社会労働委員会における審  
議の経過並びに結果を御報告申し上げ  
ます。

本法案は、衆議院提出のものであり  
まして、その趣旨とするところは、終  
戦後すでに十四年を経過する今日、な  
お三万三千余名に上る未帰還者があ  
り、しかも、その大部分が消息を明ら  
かにし得ない状況にありますことは、  
まさに痛恨にたえないところである  
が、今日まで国が調査究明をして、終  
戦後すでに十四年を経過する今日、な  
おその状況を明らかにすることがで  
きない未帰還者に關し、この際、民法  
第三十条の宣告の請求について特例を  
設け、またその遺族に対し弔慰料を支  
給する等の特別措置を講じようとする  
ものであります。

次に、本法案の内容について大要を  
御説明申し上げます。

まず第一に、厚生大臣が、調査の結  
果に基いて、未帰還者が終戦直後の混  
乱期及びこれに引き続く時期において  
死亡したのではないかと認められる場  
合には、厚生大臣もまた民法第三十条  
の宣告の請求を行ひ得ることとしたこ  
とであります。なお、この請求をする  
場合には、厚生大臣は留守家族の意向



(以下本条中「市町村の教育職員」といふ)であつた者に、「都道府県の退職年金条例の規定」を「都道府県又は市町村の退職年金条例の規定」に、「都道府県の職員としての」を「都道府県の職員又は市町村の教育職員としての」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給の普通年金条例第一項に規定する普通恩

給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

附則第七条第一項中「都道府県の

### 職員

を「都道府県の職員又は市町村

村との間及び市町村相互間は在職期間

の教育職員に改め。

別表第一第一十九号中「学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)」を「学校教育法」に改める。

附則  
以上の法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

### 〔館哲〕君登壇、拍手

○館哲二君 大だいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

現行の地方自治法の規定によりますと、市町村立の義務教育諸学校の教職員などにおいては、国と都道府県の間及び都道府県相互間は在職期間が通算されることになつておりますが、一方、同じく市町村立の学校でありますから、市町村の退職年金条例の適用を受ける市町村立の全日制の高等学校の教員並びに市町村の教育事務に従事する職員などについては、都道府県と市町

る、別に発言もなく、採決の結果、本

法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

○副議長(平井太郎君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

【賛成者起立】

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

### 一、費用

本法律施行のため費用を要しない

港域法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十四年一月三十日

内閣総理大臣 岸 信介

港域法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

十五号)の一部を次のとおり改正す

る。

別表を次のとおり改める。

別表

都道府県	港名	港の区域
北海道	校幸	校幸港船だまり防波堤端合(N44°56'08" E142°35'34")を中心とする半径1,200メートルの円内の海面
雄武別綱		北防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面 弁天岬(N44°21'11" E143°21'59")から90度1,000メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
網走		網走港河口突堤端合(N44°01'17" E144°17'08")から248度20分まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

### 昭和三十四年二月十九日

運輸委員長 相澤 重明

代理理事

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

1、委員会の決定の理由

港湾事情の変化並びに市町村の廃置分合等により港域を新設し、港域または港名を変更しようとするものであつて、運輸委員会は妥

当な措置と認めた。

以上御報告申し上げます。(拍手)

都道府県	港名	港の区域
北海道	校幸	校幸港船だまり防波堤端合(N44°56'08" E142°35'34")を中心とする半径1,200メートルの円内の海面
雄武別綱		北防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面 弁天岬(N44°21'11" E143°21'59")から90度1,000メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
網走		網走港河口突堤端合(N44°01'17" E144°17'08")から248度20分まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

## (外) 報 告

厚 劍 岸 路	アイカツブ崎から 262 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 釧路崎燈台 (N42°58'02" E144°22'38") から 180 度 300 メートルの 地点まで引いた線、同地点から 270 度 3,700 メートルの地点まで引 いた線、同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並 びに別保川流入口下流の釧路川水面
広 尾 泉 似 河 苦 小 牧 廣 達 室 伊 森 白 面 松 福 江 瀬 堺 都 内	広尾鼻三角点 (26 メートル) (N42°16'59" E143°19'29") を中心とす る半径 1,000 メートルの円内の海面 幌泉燈台 (N42°00'55" E143°08'59") を中心とする半径 1,000 メー トルの円内の海面 幌泉三角点 (73 メートル) から 339 度 30 分 1,050 メートルの地点 を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 油河燈台 (N42°08'37" E142°48'50") を中心とする半径 1,000 メー トルの円内の海面 幌泉三角点 (73 メートル) から 339 度 30 分 1,050 メートルの地点 を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 幌泉三角点 (59.9 メートル) を中心とする半径 1,500 メートルの円 内の海面 幌泉三角点 (73 メートル) を経てホテイシ崎まで引い た線及び陸岸により囲まれた海面 東浜三角点 (3 メートル) (N42°27'33" E140°52'28") から 290 度 1,060 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 森町三角点 (25 メートル) から 37 度 700 メートルの地点を中心とす る半径 1,500 メートルの円内の海面 弁天島島頂 (12 メートル) から 260 度 900 メートルの地点を中心とす る半径 1,000 メートルの円内の海面 穴瀬岬から 180 度 950 メートルの地点から 69 度に引いた線、同地点 から有川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 松前燈台 (N41°24'59" E140°05'32") を中心とする半径 1,000 メー トルの円内の海面 防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 南防波堤東端 (N41°51'49" E140°07'24") を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面 立象山三角点 (96 メートル) を中心とする半径 1,800 メートルの円 内の海面 岩崎三角点 (14 メートル) を中心とする半径 1,800 メートルの円 の海面 岩内港船だまり燈柱 (N42°59'04" E140°30'50") から 124 度 30 分 650 メートルの地点を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面

余 小 増 留 苦 羽 天 雅 音 天 桃 芽 鬼 鶴 香 船 内 苗 壳 元 尻 形 脳 泊 深 治	尻場崎から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 平瀬岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 増毛燈台 (N43°51'09" E141°31'51") を中心とする半径 1,800 メー トルの円内の海面 留萌崎立標の前標 (N43°56'41" E141°38'07") から 330 度 2,700 メー トルの地点まで引いた線、同地点から 60 度に引いた線及び陸岸に より囲まれた海面 苦前岬三角点 (59.9 メートル) を中心とする半径 1,500 メートルの円 内の海面 北防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 天龍川口燈台 (N44°52'41" E141°44'49") から 326 度 980 メートル の地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び同円内の 天龍川水面 野寒岬から声間崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 太郎兵衛崎を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 青苗岬から 90 度 1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 燒尻島三角点 (59.9 メートル) (N44°26'33" E141°25'18") を中心と する半径 1,000 メートルの円内の海面 香形崎から 23 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 北防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 鶴泊燈台 (N45°14'39" E141°14'07") から 135 度に引いた線及び陸 岸により囲まれた海面 香深燈台 (N45°18'12" E141°02'54") から 194 度 495 メートルの地 点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 金田ノ岬燈台 (N45°27'31" E141°02'12") から 175 度 950 メートル の地点を中心とする半径 1,200 メートルの円内の海面中同燈台か ら 0 度に引いた線以西の部分 入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 弁天崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋 下流の中村川水面 弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び に小泊橋下流の小泊川水面 弁天崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び増川橋下流 の増川川水面
--	---

平 館	平館港北防波堤燈柱 (N41°09'24" E140°38'41")を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
青 森	森橋から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石川内河水面
小 濟	森橋下流の堤川水面
野 辺 地	安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の野辺地町と平内町との境界海岸 (N40°53' E141°05'18") から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の野辺地河水面
大 川	芦崎を中心とする半径 3,600 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の田名部川水面
内 濟	川内川の円内の海面及び同橋下流の川内川水面
脇 野 沢	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
佐 井	並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面
大 大	弁天島三角点 (2.9 メートル) を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面並びに大佐井川大佐井橋及び古佐井川古佐井橋各下流の河川水面
周 煙 戸	細岡崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
久 八	大畠港南防波堤燈柱 (N41°24'32" E141°10'18") を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の大畠川水面
慈 戸	日出岩西端から 180 度及び 270 度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面、新井田川及び馬淵川各最下流橋下流の河川水面並びに馬淵川筋切堤下流の旧馬淵川水面

秋 田 象 港	た海面並びに最下流橋下流の盛川水面
宮 城 田	大森山三角点 (147 メートル) から 257 度 700 メートルの地点を中心とする半径 1,200 メートルの円内の海面
志 津 川	鹿折海岸南端 (N38°52'37" E141°38'30") から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
川 田 浜 波 卷 盛	荒島南端から 228 度に引いた線、同島北端から 0 度に引いた線及び井田川本浜橋各下流の河川水面
女 船 草 浅 石 塩	大貝崎から赤根南西端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
大 貝 崎	清崎から 139 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鶴 尾 崎	鶴尾崎から 333 度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
石 港 港 東 防 波 堤 燈 台	石港港東防波堤燈台 (N38°24'16" E141°19'05") を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面及び開北橋下流の北上川水面
花 糸 島 島 南 端	花糸島から唐戸島南端まで引いた線、唐戸島三角点 (36 メートル) から寒風糸島天測点 (N38°19'33" E141°07'38") を経て腕崎 (N38°21'54" E141°04'09") まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山橋水面
秋 田 金 平 本 秋 船 戸 北 能 代	小淵崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の象潟川水面
浦 泽 在 田 川 賀 浦	金浦港燈台 (N39°15'12" E139°54'53") を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
岸 田 崎 から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岸田崎から 23 度 3,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から子吉川口右岸突端を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面
水 田 田 代	南防波堤基点を中心とする半径 3,000 メートルの円内の海面及び放水路門下流の雄物川水面
白 木 山 古 田 石 大 釜 渡	根ノ堀三角点 (40 メートル) から 25 度 1,300 メートルの地点を中心とする半径 4,400 メートルの円内の海面
白木山三角点 (86 メートル) から 220 度 960 メートルの地点を中心とする半径 4,400 メートルの円内の海面	弁天岬を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
白木山三角点 (86 メートル) から 220 度 960 メートルの地点を中心とする半径 4,400 メートルの円内の海面	八斗崎から 90 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の黄茂川水面
白木山三角点 (86 メートル) から 220 度 960 メートルの地点を中心とする半径 4,400 メートルの円内の海面	能代三角点 (24 メートル) から 300 度 1,700 メートルの地点を中心とする半径 2,700 メートルの円内の海面及び同円内の米代川水面

千葉県	勝浦市	白浜館	黒磯から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 西防波堤突端(N34°54'26" E139°55'53")を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面
千葉県	木更津市	千葉港	正木燈台(N34°58'58" E139°51'28")を中心とする半径3,000メー トルの円内の海面及び最下流橋下流の汐入川水面
千葉県	京浜島	船橋	相里三角点(49メートル)から260度2,250メートルの地点を中心と する半径3,000メートルの円内の海面
千葉県	京浜島	田浦	登戸三角点(22メートル)から245度7,500メートルの地点まで引い た線、五井三角点(19メートル)から280度5,000メートルの地点と まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海 面並びに寒川大橋下流の都川水面
千葉県	京浜島	岡本	船橋市と市川市との境界海岸(N35°41'29" E139°57'53")から170 度4,000メートルの地点まで引いた線、船橋市と習志野市との境界 海岸(N35°40'43" E140°00'07")から180度3,000メートルの地点 まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海 面並びに海老川橋下流の海老川水面
千葉県	京浜島	立慈	大久保三角点(133メートル)を中心とする半径900メートルの円内 の海面
千葉県	京浜島	久保	トヨシキ島から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 仲ノ原三角点(13メートル)から180度550メートルの地点を中心 とする半径700メートルの円内の海面
千葉県	京浜島	根津	宮城山三角点(429メートル)からナダラ岩東端を見通した線、島ヶ 島西端から鷺ノ根を見通した線及び陸岸により囲まれた海面 北風平三角点(119.2メートル)を中心とする半径900メートルの円 内の海面
千葉県	京浜島	八重根	柳石鼻から0度300メートルの地点まで引いた線、同地点から282 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 前崎ケ鼻(N33°05'42" E139°46'26")を中心とする半径1,000メー トルの円内の海面
千葉県	京浜島	京浜	江戸川口右岸突端(N35°38'18" E139°52'32")から205度に引いた 線、本牧鼻から47度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び に隅田川永代橋及びその他の各河川最下流橋下流の河川水面
千葉県	京浜島	横須賀	小柴崎、同地点から90度3,000メートルの地点、観音崎燈台(N35° 15'12" E139°44'54")から90度1,000メートルの地点及び同地点 から海鷗島燈台(N35°12'30" E139°44'18")を見通し7,000メートル の地点を順次に結んだ線、同地点から290度に引いた線並びに陸岸 により囲まれた海面
千葉県	京浜島	子鉢	銚子港導壁の前燈(N35°44'22" E140°51'33")を中心とする半径 3,000メートルの円内の海面及び松原見晴台三角点(57メートル) (N35°43'49" E140°47'44")から12度に引いた線以東の利根川水 面

三 崎 真 鶴	觀音山鼻から城ヶ島安房崎まで引いた線、同島西端から281度160メートルの地点まで引いた線、同地点から348度2,600メートルの地点まで引いた線、同地点と西ノ崎とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 轟崎から真鶴崎北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新 潟 能 生	能生港燈台 (N37°06'20" E137°59'42")を中心とする半径2,000メートルの円内の海面
直 江 津 浦	直江津港燈台 (N37°10'46" E138°15'12")を中心とする半径1,600メートルの円内の海面並びに関川直江津橋及び保倉川佐内橋各下流の河川水面
柏 崎 泊	大久保三角点 (42.1メートル) (N37°21'33" E138°32'21")から90度280メートルの地点を中心とする半径1,400メートルの円内の海面 長峰三角点 (149.5メートル) (N37°37'18" E138°46'09")から0度2,000メートルの地点を中心とする半径1,800メートルの円内の海面
新 潟 船 泊	新潟港防波堤燈台 (N37°57'21" E139°04'19")を中心とする半径4,000メートルの円内の海面並びに信濃川万代橋及び新川山ノ下橋各下流の河川水面
岩 羽 木	岩船三角点 (73.4メートル) から90度500メートルの地点を中心とする半径2,000メートルの円内の海面及び明神橋下流の石川水面 金剛山三角点 (962メートル) から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小 木	市振崎から50度1,250メートルの地点を中心とする半径1,300メートルの円内の海面及び羽茂川橋下流の羽茂川水面 城山山頂 (N37°48'35" E138°16'04")を中心とする半径1,800メートルの円内の海面
富 山 魚 津	魚津港北防波堤燈台 (N36°49'03" E137°23'40")から169度1,040メートルの地点を中心とする半径2,000メートルの円内の海面 太田三角点 (61メートル) から40度2,000メートルの地点まで引いた線、大村三角点 (2.0メートル) から0度2,000メートルの地点まで引いた線、これら地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川と放生津湯との接続線及び神通川藏浦橋各下流の河川水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面
水 見	唐島三角点 (12メートル) を中心とする半径1,900メートルの円内の海面並びに余川川、上庄川及び新川各最下流橋下流の河川水面
石 川 尾 水 津	須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風北西端まで引いた線、能登島松ヶ崎から久木 (N37°41'17" E137°00'53") まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 タケガ鼻から229度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山川橋下流の小又川水面
七 尾 水 津	宇出津港東防波堤燈柱 (N37°18' E137°09'27")を中心とする半径600メートルの円内の海面及び最下流橋下流の堀川水面
福 井 和 田	金剛崎から90度に引いた線、城ヶ鼻 (N37°18'01" E137°14'31") から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 妙見山三角点 (58メートル) から210度1,600メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面
福 井 小 糸 井	龍ヶ崎からヒカク山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の輪島川水面
和 田 木 田	輪島を中心とする半径1,000メートルの円内の海面 輪島第一防波堤燈台 (N36°55'05" E136°45'26")を中心とする半径800メートルの円内の海面
福 井 小 糸 井	金石防波堤燈台 (N36°35'57" E136°35'20")を中心とする半径2,900メートルの円内の海面並びに犀川最下流橋及び大野川機具橋各下流の河川水面
福 井 小 糸 井	大見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮ヶ崎から城山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 二見島崎から波懸草まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 ナスピ鼻から小崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笙ノ橋下流の日笙ノ川水面
和 田 木 田	三国港防波堤燈台 (N36°13'01" E136°08'04")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面並びに九頭龍川及び竹田川各最下流橋下流の河川水面
静 岡 熱 海 代 東	熱海市下多賀大西ヶ洞と同市綱代片町との境界海岸 (N35°02'28" E139°05'22") から船村弁天岩 (8メートル) に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 網代三角点 (164メートル) を中心とする半径2,000メートルの円内の海面中熱海港に属する部分を除いた海面 伊豆東港第二防波堤燈台 (N34°58'11" E139°06'34") から270度1,500メートルの地点を中心とする半径2,800メートルの円内の海面 繩取岬から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

佐賀川十四号(1月11日開工) 無難航小艇隊第十一船隊組合 1號船出立の沿岸警備

110回

下 手 石 崎 須 久	猿煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の船生沢川水面 タライ崎から 282 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青野川と前田川との合流点下流の河川水面 アジホガ鼻から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 廻り崎三角点(150 メートル)から 174 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
土 戸 静 肥 田 浦	丸山崎から 28 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大川左岸突端を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 金桜山山頂(251 メートル)から渡島島頂まで引いた線、同地点から大久保鼻西端(N35°02'39" E138°53'21")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沼 清 燐 水 津	牛臥山三角点(62 メートル)を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面中同三角点から 270 度に引いた線以北の海面及び最下流橋下流の狩野川水面 真崎から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の巴川水面 浜當目三角点(172.9 メートル)(N34°53'07" E138°20'25")から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浪戸川当目橋、小石川須祭瀬、黒石川新川橋、同川派川共栄橋及び木屋川港橋各下流の河川水面 愛鷹岩(N34°40'24" E138°13'36")から 300 度 2,400 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び新橋下流の萩原川水面
相 銚 前 島 滨	元根鼻三角点(7 メートル)から 0 度 1,500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 舟天島駅(N34°41'12" E137°36'30")を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面並びに湖西町と新居町との境界海岸(N34°42'24" E137°33'27")から 90 度に引いた線、雄踏橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面
豊 谷 郡 蒲 原	十間川口右岸突端(N34°45'12" E137°19'25")を中心とする半径 4,500 メートルの円内の海面中梅田川右岸防波堤端から 270 度に引いた線以北の部分並びに豊川及び柳生川各最下流橋下流の河川水面 三谷ヶ鼻(N34°48'07" E137°15'39")から竹島南端まで引いた線、蒲郡港防波堤端台(N34°48'46" E137°13'35")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面中三谷港に属する部分を除いた海面 古城港東防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 中形原町と西浦町との境界海岸(N34°47'10" E137°11'21")から 90 度に引いた線以北の部分 東鞠鞠防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面中形原港に属する部分を除いた海面
西 蒲 形 東 嶋 豆 田	中矣海岸南端と寺部海岸南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 矢崎川口燈台(N34°46'57" E137°04'48")を中心とする半径 1,400 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の矢崎川水面 一色港導壁の前壁(N34°47'17" E137°01'15")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 布土大橋基標(N34°47'56" E136°55'22")から 80 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東海道線鉄橋下流の境川水面 鳶ヶ崎から 90 度に引いた線、羽豆崎から 90 度 500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
一 衣 脈 一 島 浜 海 崎	東山鼻及び蛭子鼻からそれぞれ 0 度 600 メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面 豊浜港西防波堤端台(N34°42'02" E138°56'20")を中心とする半径 900 メートルの円内の海面 北防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面及び内海橋下流の内海川水面 常滑港南防波堤端台(N34°52'28" E138°50'20")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 名古屋港西防波堤端台(N35°02'09" E136°51'28")を中心とする半径 7,500 メートルの円内の海面、天白川千鳥橋、大江川港東橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、新堀川橋止、荒子川橋門及び庄内川一色大橋各下流の河川水面並びに中川運河水面
三 重 県 常 古 屋	小貝須三角点(N35°02'50" E136°42'02")から 118 度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面

四日市	朝明川口左岸突端から 135 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、 鈴鹿市と鶴町との境界海岸 ( $N34^{\circ}53'54'' E136^{\circ}38'39''$ ) から 90 度 3,000 メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び 陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三瀬川、鹿化川、 内部川、鈴鹿川及びこれらの支川各最下流橋下流の河川水面			
千代崎	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面			
阪	津	津	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面	
阪	松	阪	津	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
宇治山田	島	宇治山田	宇治山田	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
羽切島	波	羽切島	波	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
本島	長	本島	長	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
西崎	引	西崎	引	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
日向島	尾	日向島	尾	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
志摩	本	志摩	本	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
大坂	日本	大坂	日本	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
和田	深	和田	深	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
岸	岸	岸	岸	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
大津	大津	大津	大津	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
大坂	大坂	大坂	大坂	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
京都	久美浜	京都	久美浜	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
滋賀	浜	滋賀	浜	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メート ルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
周中本	人浜庄	周中本	人浜庄	高口岬を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 大呂岬から友ヶ島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 林ノ下突端 ( $N35^{\circ}44'34'' E135^{\circ}15'36''$ ) から甲崎懸礁まで引いた線 及び陸岸により囲まれた海面
伊宮舞原	根津	伊宮舞原	根津	城山鼻から青島南端を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれ た海面 片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 (阿蘇 海を含む) 並びに大手橋下流の大手川水面
伊宮舞原	井	伊宮舞原	井	金ヶ崎から 0 度に引いた線、博多岬から 270 度に引いた線及び陸岸 により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、与保呂川、祖 母谷川及び志楽川各最下流橋下流の河川水面 コットイ崎から三ツノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海 面
伊宮舞原	田	伊宮舞原	田	小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊宮舞原	日	伊宮舞原	日	豊岡崎 ( $N34^{\circ}19'12'' E136^{\circ}07'06''$ ) から 0 度に引いた線、長崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和喬及 び東川落合橋各下流の河川水面
伊宮舞原	岸	伊宮舞原	岸	岸和田三角点 ( $20' E$ ) から 339 度 1,000 メートルの地点を中心 とする半径 1,000 メートルの円内の海面
伊宮舞原	大津	伊宮舞原	大津	岸和田三角点 ( $20' E$ ) から 339 度 1,000 メートルの地点を中心 とする半径 1,000 メートルの円内の海面
伊宮舞原	大坂	伊宮舞原	大坂	伊宮舞原
伊宮舞原	阪	伊宮舞原	阪	豊岡崎 ( $N34^{\circ}19'12'' E136^{\circ}07'06''$ ) から 0 度に引いた線、長崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和喬及 び東川落合橋各下流の河川水面
伊宮舞原	阪	伊宮舞原	阪	豊岡崎 ( $N34^{\circ}19'12'' E136^{\circ}07'06''$ ) から 0 度に引いた線、長崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和喬及 び東川落合橋各下流の河川水面
兵庫尼崎	武庫川	兵庫尼崎	武庫川	兵庫川右岸突端から 200 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、 同地点から 90 度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲ま れた海面、淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川、庄下川及び蓬川 の各運河水面

坂 崎	浜、岸、洲、由、福、津、都、東、志、良、島	矢城ノ鼻から鶴音寺山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の岸田川水面
西 宮	鹿 川	岩屋港東突堤燈柱(N34°35'19"E135°01'18")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
戸 戸	新 梅 川	洲本港燈台(N34°20'38"E134°54'03")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び大橋下流の洲本川水面
明 伊 八	伊 沢 川	高崎南端から220度に引いた線、梅崎北端から285度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
見 府	新 梅 川	新潟川駒栄橋、妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面
砂 保 木 路	伊 沢 川	明石港突堤燈台(N34°38'19"E134°59'34")を中心とする半径900メートルの円内の海面
八 姉 生 魏	伊 沢 川	瀬戸川口左岸突端から240度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から10度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
八 家 山	伊 沢 川	別府港防波堤燈台(N34°42'42"E134°50'55")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び千鳥橋下流の洗川水面
相 赤 生 魏	伊 沢 川	高砂港突堤燈台(N34°43'42"E134°48'07")を中心とする半径900メートルの円内の海面及び河川水面
八 家 川	伊 沢 川	伊保港突堤燈台(N34°44'55"E134°46'10")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び千鳥橋下流の洗川水面
八 家 川	伊 沢 川	八家川口右岸防波堤基点を中心とする半径500メートルの円内の海面及び三橋下流の八家川水面
八 家 川	伊 沢 川	八家川口右岸防波堤基点から295度800メートルの地点から180度1,800メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線、中川口右岸突端から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川、船場川、夢前川、大津度川、揖保川及び中川各下流
相 赤 生 魏	伊 沢 川	益崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面岡山県と兵庫県との境界海岸(N34°44'14"E134°22")から取揚島北端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内瀬電門、千種川赤穂大橋及び御崎等元禄橋各下流の河川水面
津 居 山	伊 沢 川	津居山島東側から赤島を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子山山頂(77メートル)から345度に引いた線以東の円山川水面
柴 山	伊 沢 川	コヤガ谷奥から白ヶ浦島南端まで引いた線、同島黒ヶ美島から大島北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
柴 山	伊 沢 川	白石島北端から黒島北端を見通した線、白石島北端から244度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

坂 崎	和 歌 山	矢城ノ鼻から鶴音寺山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の岸田川水面
坂 崎	志 家 島	岩屋港東突堤燈柱(N34°35'19"E135°01'18")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
坂 崎	新 三 輪 嶺	洲本港燈台(N34°20'38"E134°54'03")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び大橋下流の洲本川水面
坂 崎	宇 久 井	高崎南端から220度に引いた線、梅崎北端から285度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
坂 崎	勝 浦 古 墓	新潟川口左岸突端を含んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分
坂 崎	勝 浦 古 墓	都志港防波堤燈柱(N34°24'45"E134°46'48")を中心とする半径500メートルの円内の海面及び千鳥橋下流の都志川水面
坂 崙	志 家 島	都家港西防波堤燈柱(N34°28'07"E134°50'39")を中心とする半径500メートルの円内の海面及び大橋下流の都家川水面
坂 崙	新 三 輪 嶺	北防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
坂 崙	和 歌 山	熊野川口両岸突端を含んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分
坂 崙	志 家 島	新潟川口左岸突端まで引いた線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分
坂 崙	宇 久 井	新潟川口左岸突端まで引いた線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分
坂 崙	勝 浦 古 墓	新潟川口左岸突端まで引いた線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分
坂 崙	志 家 島	新潟川口左岸突端まで引いた線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分
坂 崙	和 歌 山	新潟川口左岸突端まで引いた線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県の地先部分

## (本) 報 告

由良	田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面 神谷橋から轟島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線 及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面
湯浅庄	宮崎ノ鼻から刈藻島西端まで引いた線、同島東端から135度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに安浦橋下流の有田川水面
箕島	大崎ノ首から田倉崎及び網音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川一心橋及び女良川旭橋各下流の河川水面
和歌山下	川水面
鳥取子崎	八尋鼻から310度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 赤崎港西防波堤燈柱(N35°30'34"E 133°39'37")を中心とする半径1,800メートルの円内の海面
赤鳥	鳥取港燈柱(N35°32'17"E 134°11'12")から132度270メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び河川水面
網代	鳥取島島頂から270度に引いた線、鶴馳山橋から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の瀬生川水面
網田	向島島頂を中心とする半径800メートルの円内の海面
鳥取根田	中海外ノ江瀬台(N35°31'32"E 133°12'04")から志ルガ鼻まで引いた線、同線以東の陸岸及び境港港燈の前燈(N35°32'41"E 133°14'30")を中心とする半径4,000メートルの円弧により囲まれた中江ノ瀬戸及び美保湾の海面
島根益田	益田市中ノ島と同市高津町との境界海岸(N34°41'30"E 131°49'12")を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び高角橋下流の高津川水面
浜田	黒崎から馬島水島鼻まで引いた線、同島千豊敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の浜田川水面
江津万手社	渡津三角点(138.8メートル)(N35°00'44"E 132°14'38")から270度1,400メートルの地点を中心とする半径2,300メートルの円内の海面及び江川橋下流の江川水面
仁久	荒布場鼻から表島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大田市久手町と同市鳥井町との境界海岸(N35°13'30"E 132°30'18")を中心とする半径1,300メートルの円内の海面
大	神戸川口右岸突端から笠子島西端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
惠加七	田洲鼻から男島北端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面 獅子鼻から馬島北端まで引いた線、同島南端から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 九島西端から222度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から222度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 美保関港東防波堤燈台(N35°33'22"E 133°18'46")から63度110メートルの地点を中心とする半径500メートルの円内の海面 大浦川口右岸突端を中心とする半径2,000メートルの円内の海面並びに末次鼻から轟ヶ島を見通した線以東の穴道湖水面及び大浦川水面
藝賀類	油並鼻から轟島北端まで引いた線、同地点から伯大川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安西浦	油並鼻から轟島北端まで引いた線、同地点から伯大川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
来郷郷	松ヶ鼻から轟ヶ島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の中州川水面
日本生上	伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
片鶴牛	松ヶ鼻から轟ヶ島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 馬立鼻から前島東端まで引いた線、同島城ヶ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山西大寺申	九姫西突堤突端(N34°36'05"E 134°01'56")から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに氷安崎下流の吉井川水面 東山東端から外波崎まで引いた線、同島城ヶ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西小海	九姫西突堤突端(N34°36'05"E 134°01'56")から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに氷安崎下流の吉井川水面 東山東端から外波崎まで引いた線、同島城ヶ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山宇日琴	高島北端から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、中橋及び小橋各下流の旭川水面 高辻岬(N34°29'19"E 133°57'52")から下島西端及び飛州(4.9メートル)を経て岬崎(N34°27'37"E 133°56'46")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 貝掛鼻から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 下村三角点(91.9メートル)から170度1,000メートルの地点から鶴石鼻防波堤突端(N34°27'45"E 133°51'42")を見通した線及び陸岸により囲まれた海面

## (外) 報 告

味 野	下 津 井 島 玉 島 國	下村三角点から 170 度 1,000 メートルの地点から 180 度 1,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大正橋下流の大川水面	
佐 野	下 津 井 島 玉 島 國	西ノ崎から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	大島三角点(94 メートル)から 270 度 1,900 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面	
廣 島	山 山 原	山ノ端三角点(31 メートル)から 180 度に引いた線、高梁川右岸導水堤末端(N34°30'08" E133°41'34")から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	古城山三角点(69 メートル)を中心とする半径 900 メートルの円内の海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	新潟ケ端から 49 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
佐 野	木 瀬 戸 田 崎	仙崎島祇園神から 306 度に引いた線、同島ノ口鼻から狐崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	大崎山山顶から岩子島三角点(131 メートル)まで引いた線、鶴小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線、同島松ヶ鼻を中心とする半径 2,300 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面	
廣 島	山 山 原	櫻ヶ鼻から大谷鼻(N34°19'26" E133°00'31")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	月見鼻からの約ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	豆倉鼻から 199 度 1,800 メートルの地点まで引いた線、同地点から舞舞尻鼻(N34°12'15" E132°32'45")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猪崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大辰ヶ鼻から 265 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
廣 島	山 山 原	櫻音崎、味島南端、似島南東端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津久根島南端及び八幡川口左岸突端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに櫻喉川、京橋川、天安川、本川及び天橋川各最下流橋下流の河川水面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	佐吉新開南東端(N34°20'57" E132°20'38")を中心とする半径 700 メートルの円内の海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	丸子山三角点(233 メートル)から 65 度 1,600 メートルの地点を中心とする半径 2,300 メートルの円内の海面	
廣 島	山 山 原	平内島北端から 329 度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島嶺島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から 25 度 3,700 メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山顶(393 メートル)とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	長串鼻から小綿島北端まで引いた線、同島西端から 188 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	佐木島三角点(184 メートル)と因島龍王山三角点(241 メートル)とを結んだ線、佐木島鍋ヶ鼻から 80 度 1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
廣 島	山 山 原	向上寺山三角点(67 メートル)から 76 度 840 メートルの地点を中心とする半径 2,600 メートルの円弧及び高根島三角点(317 メートル)と生口島婿尾ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	鱗崎から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(N34°17'06" E132°55'42")まで引いた線、同島カソネ鼻から船島険ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
廣 島	山 山 原	一法寺山三角点(449 メートル)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町三角点(88 メートル)から 310 度 1,100 メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(111 メートル)まで引いた線、同三角点から 184 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	七々見山山頂(57 メートル)から長島三角点(75 メートル)まで引いた線、同三角点から刀崎鼻(長九郎鼻)まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神(N34°14'45" E132°54'14")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	下蒲刈島太平山三角点(282 メートル)から 95 度に引いた線、同島白崎から 80 度 5,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 107 度 2,600 メートルの地点まで引いた線及び同地点から上蒲刈島三崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	
廣 島	山 山 原	小名切岬(14 メートル)から 228 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	装束鼻、阿多田島長浦鼻、姫子島島頂及び面高鼻を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川及び門前川各最下流橋下流の河川水面	
忠 竹 吳	福 朝 尾 道 糸 崎	久 賀 安 下 庄 松 井	大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
廣 島	山 山 原	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川橋下流の屋代川水面	
重 井	木 瀬 戸 田 崎	黒島鼻から 347 度 1,950 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の片野川水面	

室 津	周 囲	上 平	中 生	下 平	室 津
轟 雪 釜 (19 メートル) から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻か ら横島大石鼻まで引いた線、同地点から45度に引いた線及び陸岸 により囲まれた海面中上開港に属する部分を除いた海面	雪 釜 (19 メートル) から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻か ら横島大石鼻まで引いた線、同地点から45度に引いた線、同島赤石鼻か ら馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋
轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋
轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋	轟 雪 釜 釜 (19 メートル) から馬島用喜山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角 点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋

須 佐 江 崎	徳 島 撫 養	山 福 岡
海苔石から天神島三角点(46メートル)を見通した線及び陸岸によ り囲まれた海面 宇生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高ヶ東山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島 島頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根歎山頂から 太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津 川、紫川、板櫻川、堀川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水 面	高ヶ東山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島 島頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根歎山頂から 太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津 川、紫川、板櫻川、堀川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水 面
今 切 徳 島	今 切 徳 島	今 切 徳 島
鳴門町水準点(4.65メートル)(N34°11'55" E134°37'34")から90度 2,300メートルの地点まで引いた線、同地点から180度4,800メー トルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線、竹島北端 から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋 下流の撫養川水面	相生橋西端から52度1,400メートルの地点を中心とする半径1,500 メートルの円内の海面並びに今切川三ツ合橋及び鍋川吉川橋各下流 の河川水面	相生橋西端から52度1,400メートルの地点を中心とする半径1,500 メートルの円内の海面並びに今切川三ツ合橋及び鍋川吉川橋各下流 の河川水面
小 松 島 岡 岡	小 松 島 岡 岡	小 松 島 岡 岡
和田ノ鼻燈柱(N34°00'20" E134°38'15")から大崎北端まで引いた 線及び陸岸により囲まれた海面並びに新町川、福島川、沖洲川及び勝浦川各 最下流橋並びに園瀬川鉄道橋、同川支川山城屋橋及び冷田川船門各 下流の河川水面(御座船入江を除く。)	和田ノ鼻燈柱(N34°00'20" E134°38'15")から大崎北端まで引いた 線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川及び立江川各最下流 橋下流の河川水面	和田ノ鼻燈柱(N34°00'20" E134°38'15")から大崎北端まで引いた 線及び陸岸により囲まれた海面並びに新町川、福島川、沖洲川及び勝浦川各 最下流橋並びに園瀬川鉄道橋、同川支川山城屋橋及び冷田川船門各 下流の河川水面(御座船入江を除く。)
富 岡 岡	富 岡 岡	富 岡 岡
龜崎東端から丸島、中津島、青島各島頂を経て日那寶川右岸北端 (N34°56'02" E134°42'06")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海 面並びに岡川樋門下流の那賀川水面	當岡町角の東端(N33°52'49" E134°40'50")から樋ヶ浦北端(N33° 51.03" E134°41'41")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 足摺岬から笠野島東北端を経て東由岐浦南端(N33°45'40" E134°36' 09")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	當岡町角の東端(N33°52'49" E134°40'50")から樋ヶ浦北端(N33° 51.03" E134°41'41")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 足摺岬から笠野島東北端を経て東由岐浦南端(N33°45'40" E134°36' 09")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
橋 岐 岐 岐	橋 岐 岐 岐	橋 岐 岐 岐
阿瀬比鼻から大磯まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに 日和佐川最下流橋及び奥島川第二樋門下流の河川水面	阿瀬比鼻から大磯まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに 日和佐川最下流橋及び奥島川第二樋門下流の河川水面	阿瀬比鼻から大磯まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに 日和佐川最下流橋及び奥島川第二樋門下流の河川水面
日 和 佐 川 岐 岐 岐	日 和 佐 川 岐 岐 岐	日 和 佐 川 岐 岐 岐
網代崎から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 古愛岩三角点(196メートル)から74度1,550メートルの地点を中心	網代崎から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 古愛岩三角点(196メートル)から74度1,550メートルの地点を中心	網代崎から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 古愛岩三角点(196メートル)から74度1,550メートルの地点を中心

## (外) 墓 墓

香川	豊浜	岡水準点(4.57メートル)(N34°04'06" E133°38'28")から355度700メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面並びに安曇橋及び新港橋各下流の宍喰川水面
観音寺	尾崎	御音寺港南防波堤燈台(N34°07'14" E133°38'03")から72度440メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流橋下流の河川水面
仁詫	間丸	大嵩島北東端から54度に引いた線、同島南端から小嵩島北西端まで引いた線、同島南端から135度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
多度津	丸坂	香田鼻から0度に引いた線、岩島島頂(3.4メートル)からそれぞれ270度及び180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに洲崎橋下流の高瀬川水面
龜出	志津	多度津港内港西防波堤燈台(N34°16'07" E133°44'44")から30度260メートルの地点を中心とする半径1,300メートルの円内の海面
西松	三本引	土器川口左岸突端、上真島島頂(37メートル)、下真島頂(32メートル)及び金倉川口右岸突端を順次に始んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに御供所橋下流の塙入川水面
西松	田坂	鶴崎(N34°19'12" E133°49'59")から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同地点から鶴崎川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松	吉田	芝山山頂(45メートル)から0度150メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
西松	今治	高松港西防波堤燈台(N34°21'07" E134°03'09")から95度500メートルの地点を中心とする半径2,800メートルの円内の海面並びに同内の新川及び春日川の各河川水面及び最下流橋下流の詰田川水面
西松	壬生川	燈籠鼻から274度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面長尾鼻から319度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川橋下流の津田川水面
西松	新居浜	西松三角点(2.8メートル)(N34°14'52" E134°21'24")から270度1,200メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御幸橋下流の小海川水面
西松	島	基石山三角点(435メートル)から247度1,850メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面
西松	内池	赤崎から316度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松	庄	飛火崎から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松	庄	宝崎から180度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面

愛媛	直島	角崎北東端、向島荒崎鼻、家島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
深浦	宇和島	荷賀鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
幡橋之郷	吉田	戎ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面君ヶ浦水準点(3.59メートル)(N33°15'38" E132°32'40")から172度300メートルの地点から315度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに立間川、立間尻川、南谷川及び鶴間川各最下流橋下流の河川水面
幡橋石崎機	長郡	御手洗鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
幡橋石崎機	松山	城ヶ浦鼻から340度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面オミ岬から大鳥井脣を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
幡橋石崎機	余	横鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面長浜港北防波堤燈台(N33°36'53" E132°29'18")から249度400メートルの地点を中心とする半径900メートルの円内の海面
幡橋石崎機	北埼	榮町水準点(2.88メートル)(N33°45' E133°42")から0度350メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
幡橋石崎機	松山	興居島黒崎から169度に引いた線、同島神崎から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
幡橋石崎機	北埼	北条港燈台(N33°38'21" E132°46'24")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
幡橋石崎機	吉野	菊間港防波堤燈台(N34°02' E132°50'21")を中心とする半径700メートルの円内の海面及び最下流橋下流の菊間川水面
幡橋石崎機	今治	舊松川口右岸突端から0度に引いた線、大浜燈台(N34°05'12" E132°59'38")から120度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
幡橋石崎機	壬生川	鳴瀬から70度に引いた線、同地点から津倉北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
幡橋石崎機	西	大明神川口三角点(4.7メートル)(N33°57'08" E133°05'12")を中心とする半径4,000メートルの円内の海面中同三角点から67度に引いた線以南の部分
幡橋石崎機	新居浜	発電所三角点(4.4メートル)(N33°57'24" E133°10'15")を中心とする半径2,000メートルの円内の海面
幡橋石崎機	島	御代島三角点(76メートル)から157度2,060メートルの地点を中心とする半径3,000メートルの円内の海面中國領川左岸堤防突端(N33°58'11" E133°17'28")から335度に引いた線以西の部分及び
幡橋石崎機	三	三島港防波堤燈台(N33°59' E133°32'42")から203度350メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面

高 知	甲 甫	川 室 戸 神 宝	寒 川 川 之 江	トルの円内の海面 坂山三角点(62.2メートル)から31度600メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
余 半 利	佐 嶺 久 加 江 賀	津 佐 佐 嶺 久 加 江 賀	防波堤 宝	すの半利川口左岸突端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び最下流橋下流の奈半利川水面
高 知	宇 律 札 佐 佐 嶺 久 加 江 賀	面 領 墓 室 戸 神 宝	南防波堤 宝	メートルの円内の海面 メートルの円内の海面 メートルの円内の海面 メートルの円内の海面 メートルの円内の海面
高 知	宇 律 札 佐 佐 嶺 久 加 江 賀	面 領 墓 室 戸 神 宝	奈半利川口左岸突端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面並びに最下流橋下流の奈半利川水面	
				及び最下流橋下流の河川水面 白ノ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 角谷ノ岬から神木ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の桜川水面 大野崎から215度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鹿島東端を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び佐賀橋下流の伊与喜川水面
				上川口三角点(47.5メートル)を中心とする半径1,100メートルの円内の海面並びに四万十川山路渡船場(N32°58'03" E132°57'18")から0度に引いた線以東の後川及び四万十川の各河川水面
				大浦鼻から遠見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大島東端及び西端からそれぞれ0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福 岡	加 布 里 多	片 水 島	寒 川 川 之 江	鷲ノ首から配崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大島天狗鼻(N33°37'58" E130°18'04")から32度30分に引いた

佐 賀	伊 万 里 呼 子	島 原	大 声 列 字 三	線、同地点から若狭湾まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川最下流橋下流の河川水面
大 牟 田	津	島 屋 田 島	島	びに大島加代鼻から180度に引いた線、同島曾根鼻から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大 牟 田	津	島 屋 田 島	島	魚見山三角点(43メートル)を中心とする半径1,700メートルの円内の海面及び最下流橋下流の遠賀川水面
				神ノ島三角点(57メートル)を中心とする半径3,000メートルの円内の海面
佐 賀	伊 万 里 呼 子	島 原	大 声 列 字 三	宇島港燈柱(N33°57'33" E131°07'39")を中心とする半径2,500メートルの円内の海面及び最下流橋下流の鶴齋川水面
				三池港北防波堤燈台(N33°00'04" E130°23'41")を中心とする半径2,700メートルの円内の海面(ドックを含む。)
				四ツ山山頂から8度1,900メートルの地点を中心とする半径4,500メートルの円内の海面中三池港境界線以北の部分並びに諫訪川諫訪橋及び大牟田川中島橋各下流の河川水面
				浜武三角点(8メートル)(N33°08'31" E130°22'27")を中心とする半径2,700メートルの円内の海面大中島北東端から135度に引いた線以南の筑後川水面(福岡県の地先部分に限る。)
佐 賀	伊 万 里 呼 子	島 原	大 声 列 字 三	佐賀県と長崎県との境界海岸(N33°20'14" E129°47'36")から福島白岩鼻まで引いた線、糸島崎から315度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の伊万里川水面
				友崎から加部島宮崎まで引いた線、同島ツイタ鼻から波戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
				高島北端から293度に引いた線、同島南東端から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに舞鶴橋下流の松浦川水面
				船津川口右岸突端から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の住ノ江川水面
				寺井三角点(4.8メートル)(N33°12'29" E130°21'30")から180度に引いた線、大中島南西端から135度に引いた線、太堂川口左岸突端から135度に引いた線及び同地点から315度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県の地先部分
				相掛瀬(N32°45'26" E130°28'02")から270度に引いた線、同地点から上島帽子瀬、子持島島頂及び鷲島島頂を経て龍宮島島頂まで引いた線、同地点から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
				宮崎鼻から180度に引いた線、白情崎から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

小茂脇農	舟天崎から穴ノ口崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 汐見崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
浜木岬	井上鼻 (N32°24'56" E129°47'44") から甲瀬及び中島南端を経て祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 觀音崎から四郎ヶ島西端を経て森ノ尾島・長刀崎まで引いた線、香焼島石燈籠ノ鼻から堂ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流橋下流の河川水面
大崎戸見	端崎から神楽島立標 (N32°47'17" E129°45'45") まで引いた線、同様から 45 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 シラゴ鼻から 75 度に引いた線、同地点から福島洋崎まで引いた線、同島南端から 116 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の雪ノ浦川水面
佐世保村戸	玖島崎、白島南端、カロウ島島頂及びソウケ島島頂を順次に結んだ線及び同地点から 25 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴崎から崎戸島・鳥西端まで引いた線、同島南端から芋島三角点 (11.8 マー) まで引いた線、同三角点から折戻ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 尚後崎から寄船崎まで引いた線、猪ノ首鼻から口木崎まで引いた線及びフル崎から針尾島三ツ岳山頂 (28 メートル) まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐世保川及び日守川各最下流橋下流の河川水面
相田江浦	大崎から 340 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 魚見崎からコウゴ瀬まで引いた線、同地点から黒島北端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
今福江迎	鐵立鼻から小島 (高柳島) 西端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎橋下流の江迎川水面
大津生島	海面並びに江迎橋下流の江迎川水面 波戸崎から平戸島南端まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線及びひ隈岸により囲まれた海面 野崎から雁尾鼻 (N33°21'49" E129°44'51") まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 天神崎から 30 度 1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 利島北端から 315 度に引いた線、同島東端から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 針ノメソズ鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、田助鼻からヒキ瀬北端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面

奈留島	掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
奈良尾川吹	福見崎から 220 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 野首崎から 249 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ雷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大津生島	山姥崎から黒子島東端を経て獅子駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 坊山崎から待鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鳥瀬崎から 90 度 1,500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大津生島	曲鼻から 180 度 600 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線、ツルノサガリ鼻から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 若宮崎から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 細崎から鳥帽子崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 名島島南東端から 137 度に引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島北西端から鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
辺浦本島	尉殿崎から隅ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 立場崎からトロク崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流橋下流の河川水面
比田勝	虎崎から耶良崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 豆殿崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
水佐須奈原	尉殿崎を中心とする半径 1,700 メートルの円内の海面 番所ノ鼻 (N32°17'56" E130°28'24") から唐船岩を経て唐船鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の芦北町と湯浦町との境界 (N33°17'22" E132°29'40") から 225 度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面 加賀島三角点 (28.7 メートル) を中心とする半径 5,000 メートルの円内の海面並びに前川及び猿魔川各最下流橋下流の河川水面 瀬戸ノ鼻から三角点 (N32°37'18" E130°26'48") まで引いた線、大矢野島塔ヶ崎から千束島・大四郎鼻まで引いた線、黒崎から 180 度に引いた線、戸瀬島燈台 (N32°34'22" E130°29'27") から 210 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
百貫	稚現山三角点 (21.3 メートル) から 298 度 2,850 メートルの地点を中心

洲 戸 渡	長 姫 本	とする半径 1,800 メートルの円内の海面並びに同三角点から 180 度に引いた線以西の白川及び坪井川水面 肥後長洲港南防波堤燈台(N32°55'12" E130°26'32")から 8 度 1,000 メートルの地点を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面 小島鼻(N32°26'15" E130°25")から小島島頂を経て兩端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 それぞれ 90 度及び 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 茂木橋から 135 度に引いた線、五色島三角点(17.8 メートル)から並びに広瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び鶴川明義橋各下流の河川水面
深 岡 池	牛 富 鬼	示ラ山三角点(76 メートル)(N32°11'16" E130°01'18")から 338 度 30 分 250 メートルの地点を中心とする半径 2,200 メートルの円内の海面中同三角点から 147 度 500 メートルの地点から 0 度に引いた線以東の部分 巴崎から 160 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鬼池港防波堤燈台(N32°32'36" E130°11'32")を中心とする半径 800 メートルの円内の海面
福 大 岡 分	中 津	大塚三角点(4.3 メートル)(N33°36'46" E131°12'24")を中心とする半径 3,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の山国川水面
大 分	長 田	小松橋東端を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面及び小松橋下流の鶴見川水面 桂川右岸東突堤基点を中心とする半径 2,500 メートルの円内の海面並びに桂川桂橋及び音羽川浮殿橋各下流の河川水面
高 竹 国 守 別 大 鶴	田 津 東 江 府 分	琵琶湖から太郎岩を経て陸岸まで引いた線及び陸岸より囲まれた海面 田深川口右岸突端を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面及び港橋下流の田深川水面 権現鼻から 45 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川鯉橋及び高山川永代橋各下流の河川水面 高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大分港北突堤燈台(N33°14'53" E131°56'28")を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面 千歳三角点(39.7 メートル)(N33°14'11" E131°40'17")から 20 度 2,200 メートルの地点を中心とする半径 4,000 メートルの円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流橋下流の河川水面 若御子鼻から脇鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮 崎	北 蒲	天神ヶ鼻から 337 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の青江川水面 巣北川右岸突端から東島東端まで引いた線、高松戎鼻から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び番匠川各最下流橋下流の河川水面 米撫鼻から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮 崎	北 蒲	投入礁東端から島帽子岬南端まで引いた線、同地点から 842 度に引いた線、投入礁東端から 346 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 東海山山頂(258 メートル)から 260 度 1,000 メートルの地点を中心とする半径 2,500 メートルの円内の海面及び河川水面 洋望崎からタカチ磐に引いた線、同地点から 178 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
延 佐	延 佐	松ヶ鼻、イクイ碧西端、乙島三角点(79 メートル)及び倉戸鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面 水神松三角点(21.1 メートル)(N31°54'15" E131°27'32")を中心とする半径 4,000 メートルの円内の海面及び高松橋下流の大淀川水面 内海港防波堤燈台(N31°45'07" E131°28'38")を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の内海川水面 尾伏鼻から油津港等の前燈(N31°33'19" E131°23'58")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面 觀音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに黒島橋下流の島上川水面 隠現鼻を中心とする半径 1,300 メートルの円内の海面及び河川水面
細 宮	細 宮	志布志内之浦泊占屋水
宮 崎	外 福 島 海 津	志布志港導燈の前燈(N31°28'12" E131°06'41")を中心とする半径 1,900 メートルの円内の海面 火崎から高崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内之浦橋下流の広瀬川水面 波山鼻を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 北防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面上追三角点(83.8 メートル)(N31°29'30" E130°42'25")から 340 度 500 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び垂水橋下流の本城川水面
鹿 児 島	兒 島	

昭和三十四年一月十五日 然議院本議録第十一回 建設法の一部を改正する法律案 首都圏の既成市街地に対する工業等の制限に関する法律案

111頁

福 山	若御子島から宮浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
加 治 木	川網鉄橋及び日木山川口木山橋各下流の河川水面
鹿 児 島	脇田川口左岸突端から 90 度 5,550 メートルの地点まで引いた線、同地点から神藏燈籠(N 31°38'48" E 130°35'33")を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の甲突川水面
川 嶺	大山崎から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
串 木 野	赤崩鼻から力ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
川 内	山神鼻を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
阿 久 根	串木野港北防波堤燈台(N 31°42'25" E 130°35'40")を中心とする半径 1,900 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の五反田川水面
	黒瀬岩北端(N 31°50'29" E 130°11'48")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の川内川水面
	阿久根港西防波堤燈台(N 32°00'53" E 130°11'38")を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の高松川水面

備考 この表において、Nは北緯を、Eは東経を表わすものとする。

附 则	かくそく。」の法案の要旨について申し上げます。このに政府が一部改正を提案いたしておられます港域法は、港の区域を定めたものであり、また、その区域は別表で規定されていますのであります。政府の提案理由によれば、本改正する。
3 関税法（昭和二十九年法律第六十一条）の一部を次のように改正する。	かくそく。」の法案の要旨について申し上げます。（拍手）
3 関税法（昭和二十九年法律第六十一条）の一部を次のように改正する。	○副議長（平井太郎君）別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。
別表第一中「武豊」を「衣浦」に改める。	【賛成者起立】
別表第一中「武豊」を「衣浦」に改める。	○副議長（平井太郎君）総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔相澤重明君登壇、拍手〕	に市町村廢置分合に伴い、金石港はかつて港域を定め、また、港湾工事の進行等に伴い、釧路港ほか三十八港について港域を実情に沿らざる改め、並びに港域法を施行する等のために、新設する。
○相澤重明君	ただいま議題となりました港域法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げま
○副議長（平井太郎君）	都構の既成市街地における工業等の制限に関する法律案（内閣提出）を議題といたします。
本委員会におかれましては、質疑、討論を省略いたし、直ちに採決に入りました。	おらず委員長の報告を求めます。建設委員会理事稻浦鹿藏君。

米 ノ 津	米ノ津港北防波堤燈柱(N 32°07'38" E 130°20'39")を中心とする半径 1,900 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の米ノ津川水面
西 之 表 間 蔽 打 漢	西防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海面
島 中 手	倉美崎から車崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
一 漢	津口鼻三角点(162 メートル)から 320 度 500 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
宮 之 浦	平松山三角点(164 メートル)を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の一漢川水面
名 古 仁 里	猿崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦橋下流の宮之浦川水面
	端崎から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	皆通崎から 244 度に引いた線、油井崎から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

審査報告書	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案
	右全会一致をもつて可決すべしとの議決した。よつて要領書を添えて報告する。
1、委員会の決定の理由	本法施行のため別に費用を要しない。
本法案は、首都圏整備法第二十一条の規定に基き首都圏の既成市街地中、特に人口増加の著しい東京都北部、武藏野市及び三鷹市の区域を工業等制限区域と定め、この制限区域内において、人口増大等の制限に関する法律	人口の過度集中を防止しようとするもので、おおむね妥当な措置と認められる。
内閣總理大臣 岩 信 介	11、費用

右	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案
国会に提出する。	昭和三十三年十一月十日
内閣總理大臣 岩 信 介	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案
第一 次	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律
第一章 総則(第一条~第三条)	の主なる原因となる大規模な工場、大学及び各種学校の新設を制

## 第二章 制限施設 (第四条 第十一条)

## 第三章 雜則 (第十二条 第十六条)

## 第四章 罰則 (第十七条 第十九条)

## 第一章 総則

## 附則

## (目的)

第一条 この法律は、工業等制限区域について、大規模な工場、大学その他の人口の増大をもたらす原因となる施設の新設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律で「既成市街地」とは、首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する区域をいう。

第二条 この法律で「作業場」とは、製造業(物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ。)の用に供する工場の作業場をいう。

第三条 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校(政令で定める各種学校を除くものとし、以下単に「各種学校」といふ。)の教室をいう。

第四条 この法律で「制限施設」とは、

一の団地内にある作業場又は教室

で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

第五条 この法律で「基準面積」とは、作業場については工場の種類に従つて千六百平方メートル以上で政令で定める面積、大学の教室については二千平方メートル、各種学校の教室については千平方メートルをいう。

第六条 この法律で「学校」とは、大学及び各種学校をいう。

(工業等制限区域)

第七条 既成市街地のうち、東京都の特別区、武蔵野市又は三鷹市の区域に属する区域の工業等制限区域とする。ただし、政令で定める区域を除く。

## 第二章 制限施設

## (新設の制限)

第八条 工業等制限区域内においては、制限施設を新設してはならない。ただし、東京都知事(以下「知事」という。)の許可を受けたときは、この限りでない。

第九条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十一条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十二条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十三条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十四条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十五条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十七条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

第十八条 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

によつて、その施設を制限施設とするとき。

二 既存の作業場又は教室と同一の団地内において、作業場若しくは教室を新築し、若しくは増築し、又は作業場及び教室以外の施設(以前に制限施設であつたことのある施設を除く。)の用

途を変更し、若しくは遊休施設を製造業若しくは学校に利用することによつて、当該既存の作

業場又は教室の床面積を増加させることで、その施設を制限施設とするとき。

三 前項の規定の適用については、

一の地域が工業等制限区域となつた際に施行されていた工事に係る作業場若しくは教室又は以前に

製造業若しくは学校の用に供され

ていたことがあり、かつ、一の地

域が工業等制限区域となつた際に

製造業若しくは学校の用に供され

限施設とし、又はその床面積を増加させる場合には、第四条第二項の規定を適用せず、また、その地域が工業等制限区域となつた際ににおけるその作業場又は教室の床面積を同項第二号に規定する

第一号の規定を適用せず、また、その地域が工業等制限区域となつた際ににおける必要な経過措置について

は、前五項の規定に準じて政令で定める。

(許可の申請)

第七条 第四条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 制限施設の種類及び作業場にあつては工場の種類

三 制限施設の所在地

四 制限施設の床面積

五 工業等制限区域内に制限施設を新設しようとする理由

二 前項の申請書には、制限施設に係る敷地及び建築物の配置図その他の政令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第八条 知事は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたとき

二 前項の規定の適用については、

一の地域が工業等制限区域となつた際に製造業又は学校の用に供

するため作業場又は教室の工事を

施行していた者は、その地域が工

業等制限区域となつた際にその

作業場又は教室を製造業又は学

校の用に供していしたものとみなす。

二 当該制限施設の新設によつて、工業等制限区域内における人口の増

大をもたらすこととならないと認められるとき。

三 当該制限施設の新設によつて、工業等制限区域内における

住民又は他の事業者がその生活上又は事業經營上現に受けお  
り、又は将来受けるべき著しい  
不便が排除されると認められる  
とき。

三 工業等制限区域外において申  
請者が当該申請に係る事業を經  
営することが著しく困難である  
と認められるとき。

四 その他政令で定める場合に該  
当するとき。

2 知事は、第四条第一項ただし書の許  
可の規定により許可又は不許可の処  
分をするにはあらかじめ、関係  
行政機関の長の承認を受けなければ  
ならない。

（許可の承認）

第五条 第四条第一項ただし書の許  
可を受け、又は第六条第四項（同  
く）の規定に基く政令でこれ  
に準ずる条項が設けられた場合に  
おける当該条項を含む。以下同  
じ。）の届出をした者がその許可又  
は届出に係る作業場又は教室（こ  
れと同一の団地内にある作業場又  
は教室を含む。）をその用に供して  
いる製造業又は学校につき事業の  
譲渡又は学校の設置者の変更が行  
われた場合において、その譲受人  
又は新たな設置者が事業の譲渡又  
は設置者の変更が行われた日から  
起算して六箇月以内に政令で定め  
る事項を知事に届け出たときは、  
その者は、当該許可を受け、又は  
届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により立入検査をす  
る職員は、その身分を示す証明書  
を携帯し、かつ、関係人の請求が  
あつたときは、これを提示しなけ  
ればならない。

3 第一項の規定による立入検査の  
権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解してはならない。

（聴聞）

第十三条 知事は、第十条第一項又  
は第十一条の規定による処分をし  
ようとするときは、その処分に係  
る者に対し、相当な期間をおいて  
予告した上、公開による聴聞を行  
わなければならない。

2 知事は、前項の規定により許可  
を取り消すには、あらかじめ、関  
係行政機関の長の承認を受けなけ  
ればならない。

（違反に対する措置）

第十四条 知事は、第四条第一項の  
規定に違反して新設された制限施  
設を製造業又は学校の用に供して  
いる者に対し、その違反を是正す  
るに必要な限度で、当該制限施設の  
使用制限を命ぜることができる。

（立入検査）

第十五条 この法律の規定による知  
事の処分に対し不服のある者は、  
内閣総理大臣に訴願提起するこ  
とができる。

（立入検査）

第十六条 第一条第一項中「委員会の事  
務」を委員会の事務のほか、首都  
圏の既成市街地における工業等の  
制限に関する法律（昭和二十一年法  
律第二百四号）の施行に関する事務

2 第十六条第一項中「委員会の事  
務」を委員会の事務のほか、首都  
圏の既成市街地における工業等の  
制限に関する法律（昭和二十一年法  
律第二百四号）の施行に関する事務

1 この法律は、昭和三十四年四月  
一日から施行する。  
（附則）

たときは、行為者を罰するほか、  
その法人又は人に對して各本条の  
罰金刑を科する。

1 この法律は、昭和三十四年四月  
一日から施行する。

2 首都圏整備法の一部を次のよう  
に改正する。

第十七条 第三条第三項第二号を次のよ  
うに改める。

二 首都圏の既成市街地におけ  
る工業等の制限に関する法律

（施行に関すること）

第十八条 次の各号の一に該当する  
者には、一年以下の懲役若しくは十  
万円以下の罰金に処し、又はこれ  
を併科する。

1 第四条第一項の規定に違反し  
て制限施設を新設した者

○稻浦鹿藏君 登壇、拍手  
（稻浦鹿藏君） 大だいま議題となりま  
した首都圏の既成市街地における工業  
等の制限に関する法律案について、建  
設委員会における審議の経過並びに結  
果を御報告申し上げます。

本法律案は、首都圏の既成市街への  
産業及び人口の過度な集中を防止する  
ため、大規模な工場、大学及び各種學  
校の新設を制限しようとするもので、  
首都圏整備法第二十七条の条項に基  
て提案されたものであります。

1 に、既成市街地を形成する東京都区  
部、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎  
市及び川口市のうち、東京都区部、武

1 市の内容を概略申し上げますと、第  
二、第十二条第一項の規定による届  
出に關し、虚偽の届出をした者  
たる者

第十九条 法人の代表者又は法人若  
しくは人の代理人、使用人その他  
の従業者が、その法人又は人の業  
務に關し、前二条の違反行為をし  
たか、第一項の訴願については、訴

2 市の内容を概略申し上げますと、第  
二、第十二条第一項の規定による届  
出に關し、虚偽の届出をした者  
たる者

1 市の内容を概略申し上げますと、第  
二、第十二条第一項の規定による届  
出に關し、虚偽の届出をした者  
たる者

葛野市及び三郷市を工業等制限区域と指定し、この区域においては、東京都知事の許可を受けた場合のほか、大規模な製造工場、大学等の新設はできなことがあります。第二に、ある作業場の床面積の合計が千六百平方米メートル以上の製造工場、一团地内にある教室の床面積の合計が二千平方メートル以上の大大学、及び一团地内の教室の床面積の合計が千平方メートル以上の各種学校とされておりますが、なお、製造業につきましては、工場の種類により、政令で制限床面積が明示されることになります。第三に、これららの制限施設の新設について、東京都知事の許可基準を定めております。すなわち、その制限施設の新設が人口増大をもたらすことがないと認められるとき、及び制限区域内の住民または既存の事業者にとって必要やむを得ないものと認められるとき、または制限区域外で事業を經營することが著しく困難であると認められるとき、にのみ許可するのであります。この処分をする場合には、知事が関係行政機関の長の承認を受けることといたしております。第四に、既存の工場、学校等については、その団地内の増設は一切制限しないこととし、新設に準ずるよう増設、すなわち、団地外において一定規模以上の建物を新增設する場合のみを規制いたしております。

本法案は前国会に提案され、公聴会を開催するなど、慎重な審議を進めて

参ったのであります。審議未了となり、本国会にあらためて提案されたものであります。

委員会における質疑のおもな点を申し上げますと、「本案の実施による人口抑制の効果は、年間人口増の一割にすぎず、かつ、新設許可の基準について、都知事の裁量の余地が多く、実効はきわめて少いのではないか」との質問に対する回答としては、「抜本の方策は今後研究を続けてゆくが、當面実施できる可能な措置としては、数歩の前進をなすものであり、これを拠点として人口抑制の行政指導ができるとの意義は大きい」との答弁があり、また「都心における商業、事務所用ビルなど、人口を集める施設の建設を放置しておいて、工場、大学のみを制限する方策ではないか」との質問に対しては、「都心への集中化については、今後、副都心部の整備育成に努めてゆきたい」との答弁がありました。その他、首都圏では、都市機能の混亂は緩和されないのではありません。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

次回の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会  
○本日の会議に付した案件  
一、新議員の紹介  
一、諸候の件  
一、飼料需給安定審議会委員の選挙  
一、日程第一 土地調整委員会委員  
一、緊急質問及び国民年金法案(附第一一二三号)の質疑に対する國務大臣の答弁  
一、国際労働大綱第八十七号の批准  
一、ILO条約批准に関する緊急質問  
一、ILO条約批准に関する緊急質問  
一、日程第二 通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、日程第三 未帰還者に関する特別措置法案

の発言があり、採決の結果、全会一致

をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

出席者は左の通り。  
○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

次回の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

午後零時四十三分散会  
○本日の会議に付した案件  
一、新議員の紹介  
一、諸候の件  
一、飼料需給安定審議会委員の選挙  
一、日程第一 土地調整委員会委員  
一、緊急質問及び国民年金法案(附第一一二三号)の質疑に対する國務大臣の答弁  
一、国際労働大綱第八十七号の批准  
一、ILO条約批准に関する緊急質問  
一、ILO条約批准に関する緊急質問  
一、日程第二 通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、日程第三 未帰還者に関する特別措置法案

斎藤 升君	木暮武太夫君
石坂 豊一君	廣瀬 久忠君
植竹 春彦君	大野木秀次郎君
川村 重宗	黒川 武雄君
松村 秀逸君	柴田 栄君
大島 雄三君	後藤 義隆君
中野 文門君	西岡 ハル君
土田国太郎君	上林 忠次君
古池 信三君	上原 正吉君
大沢 峰一君	小幡 治和君
松村 増原	迫水 久常君
太島 虎蔵君	柴田 茂君
山本 雄三君	後藤 義隆君
成田 一郎君	西岡 ハル君
武藤 常介君	上林 忠次君
野田 俊作君	上原 正吉君
田中 啓一君	石原幹市郎君
西川甚五郎君	下條 康齊君
豊田 雅孝君	津島 寿一君
成田 啓一君	木村篤太郎君
武藤 常介君	林屋竜次郎君
野田 俊作君	高橋 衛君
田中 啓一君	大河原一次君
西川甚五郎君	森 元治郎君
豊田 雅孝君	相澤 重明君
成田 啓一君	森 勝君
武藤 常介君	小柳 勇君
野田 俊作君	鈴木 強君
田中 啓一君	天田 勝正君
西川甚五郎君	相馬 助治君
豊田 雅孝君	伊藤 譲道君
成田 啓一君	阿具根 登君
西川甚五郎君	小林 幸平君
豊田 雅孝君	清澤 優英君
成田 啓一君	羽生 三七君
西川甚五郎君	市川 房枝君
豊田 雅孝君	長谷部ひろ君
成田 啓一君	

昭和三十一年二月二十五日 参議院会議録第十三号

〔参照〕

二月十三日議長において、左の通り

議席を変更した。

一一 成田 一郎君

五四

竹中 恒夫君	大竹平八郎君
安部 清美君	北村 譲君
北條 勝八君	天坊 裕彦君
千田 正君	秋山 長造君
藤田 進君	阿部 竹松君
戸叶 武君	高田なほ子君
河合 義一君	佐多 寿治君
阿部 竹松君	重盛 中隆君
内村 清次君	赤松 常子君
千葉 信君	島 滉君
山田 篤男君	東 滉君
松本治一郎君	田中 一君
岸 信介君	千葉 信君
藤山愛一郎君	山田 篤男君
佐藤 瑛作君	坂田 道太君
永野 寺尾	寺尾 忠雄君
倉石 遠藤	豊君
三郎君	忠雄君
政府大臣	國務大臣
内閣總理大臣	内閣總理大臣
外務大臣	外務大臣
大蔵大臣	大蔵大臣
厚生大臣	厚生大臣
郵政大臣	郵政大臣
労働大臣	労働大臣
建設大臣	建設大臣
内閣官房副長官	内閣官房副長官
松本 俊一君	松本 俊一君
法制局長官	法制局長官
総理府総務長官	総理府総務長官
首都圈整備委員会事務局長	首都圈整備委員会事務局長
自治政務次官	自治政務次官
厚生省引揚援護局長	厚生省引揚援護局長
運輸省鉄道部長	運輸省鉄道部長
河野 鎮雄君	河野 鎮雄君
八木 利真君	八木 利真君